

第5次太宰府市障がい者プラン

（第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画を含む）

素案

令和3年1月8日時点
太宰府市

もくじ

第1章 計画の策定にあたって.....	1
第1節 計画策定の背景と趣旨.....	1
第2節 計画の位置づけ.....	3
第3節 計画の期間.....	4
第4節 計画の策定体制と方法.....	5
第2章 障がいのある人を取り巻く状況.....	6
第1節 人口・世帯の状況.....	6
第3節 障がいのある児童・生徒の状況.....	12
第4節 障がい福祉サービス等の状況.....	13
第5節 各種調査結果からみる状況.....	16
第6節 課題の整理.....	37
第3章 計画の基本的な考え方.....	41
第1節 基本理念.....	41
第2節 基本目標.....	42
第3節 施策の体系.....	43
第4章 第5次障がい者プラン.....	44
第1節 権利を守っていきます.....	44
第2節 自分らしい自立した生活を支援していきます.....	47
第3節 社会参加の機会を充実していきます.....	55
第5章 第6期障がい福祉計画.....	62
第1節 令和5年度の成果目標.....	62
第2節 自立支援給付の量の見込みと確保方策.....	69
第3節 地域生活支援事業の量の見込みと確保方策.....	74
第4節 その他の活動指標.....	83
第6章 第2期障がい児福祉計画.....	88
第1節 令和5年度の成果目標.....	88
第2節 障がい児通所支援等の量の見込みと確保方策.....	89
第7章 計画の推進のために.....	94
第1節 庁内ならびに関係機関との連携強化.....	94
第2節 国や県、近隣市町との連携強化.....	94
第3節 さまざまな組織・団体との協働体制強化.....	94
第4節 広報・啓発活動の推進.....	94
第5節 計画の進行管理.....	95

資料編

本文の※マークのある用語の説明は、資料編「用語解説」をご覧ください。

第 1 章 計画の策定にあたって

第 1 節 計画策定の背景と趣旨

太宰府市（以下、「本市」という。）は、平成 9 年度に「太宰府市障害者プラン」（平成 10 年度～19 年度）を策定し、以降、第 2 次計画（平成 19 年度～23 年度）、第 3 次計画（平成 24 年度～28 年度）、第 4 次計画（平成 29 年度～令和 2 年度）と見直しを続けながら、障がい者施策を推進しています。

国においては、障害者基本計画※が策定され、共生社会※の実現に向け、障がいのある人の自立と社会参加の支援などの施策の推進が図られています。

これまでに「発達障害者支援法※」「障害者自立支援法※」「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法※）」の制定、「教育基本法※」、「障害者基本法※」の改正、障害者自立支援法を改めた「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法※）」の制定など、障がいのある人をめぐる環境が大きく変化しています。平成 30 年度には、「障害者総合支援法」及び「児童福祉法※」が改正・施行され、障がい児通所支援等の提供体制を整備し円滑に実施することが求められました。

また、平成 27 年 9 月の国連サミットで、「誰一人取り残さない」社会の実現をめざし、「SDGs（持続可能な開発目標）」が示され、国においても「障害者の自立と社会参加支援」を盛り込んだ「SDGs 実施指針」が決定されました。平成 28 年 6 月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」では、高齢者・障がい者・子どもなどすべての人々が地域、暮らし、生きがいとともに創り、高めあうことができる「地域共生社会」を実現していく旨が示され、障がいの有無に関わらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、その人らしい生活を営むことができる地域共生社会の実現が目標とされています。

こうした近年の障がい者施策の動向や本市の障がいのある人を取り巻く環境の変化を踏まえ、「第 5 次太宰府市障がい者プラン」（以下、「本計画」という。）を策定します。

本計画では、原則として「障害」を「障がい」と表記することとします。ただし、法令・条例や制度の名称、施設・法人、団体などの固有名詞が「障害」となっている場合や、文章の流れから「障害」と表記した方が適切な場合などについては、「障害」と表記します。

■障がい者施策関連法令などの動向

年	主な動き
平成 23 年 2011 年	○「障害者基本法の一部を改正する法律」の施行 ・社会的障壁 [*] の除去、差別の禁止、合理的配慮 [*] 、教育・選挙における配慮の規定 等
平成 24 年 2012 年	○「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法 [*] ）」の施行 ・通報義務、立入調査権を規定 等
平成 25 年 2013 年	○「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」の一部施行 ・理念の具体化、難病 [*] 患者への支援、地域生活支援事業の追加 等 ○「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法 [*] ）」の施行 ・障がい者就労施設等から優先的に物品等を調達、調達方針の策定 等
平成 26 年 2014 年	○日本が「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約 [*] ）」を批准 ○「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」の一部施行 ・障がい支援区分、重度訪問介護の対象拡大、共同生活援助一元化 等
平成 28 年 2016 年	○「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法 [*] ）」の施行 ・不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供、自治体の差別解消の取り組み 等 ○「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（障害者雇用促進法 [*] ）」の施行 ・差別の禁止、合理的配慮の提供義務 等 ○「成年後見制度 [*] の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）」の施行 ・利用促進委員会等の設置、利用促進に関する施策 等 ○「発達障害者支援法の一部を改正する法律」の施行 ・切れ目のない支援、家族等への支援、地域の支援体制構築 等
平成 30 年 2018 年	○「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」の施行 ・障がい者の望む地域生活の支援、障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備 等 ○「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（障害者文化芸術推進法 [*] ）」の施行 ・障がい者による文化芸術の鑑賞及び創造の機会の拡大、文化芸術の作品等の発表の機会の確保 等
令和 2 年 2020 年	○「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（改正障害者雇用促進法 [*] ）」の施行 ・障がい者の短時間雇用に対する特例給付金の支給、障がい者雇用に対する優良事業者の認定制度の創設 等

第2節 計画の位置づけ

■太宰府市障がい者プラン

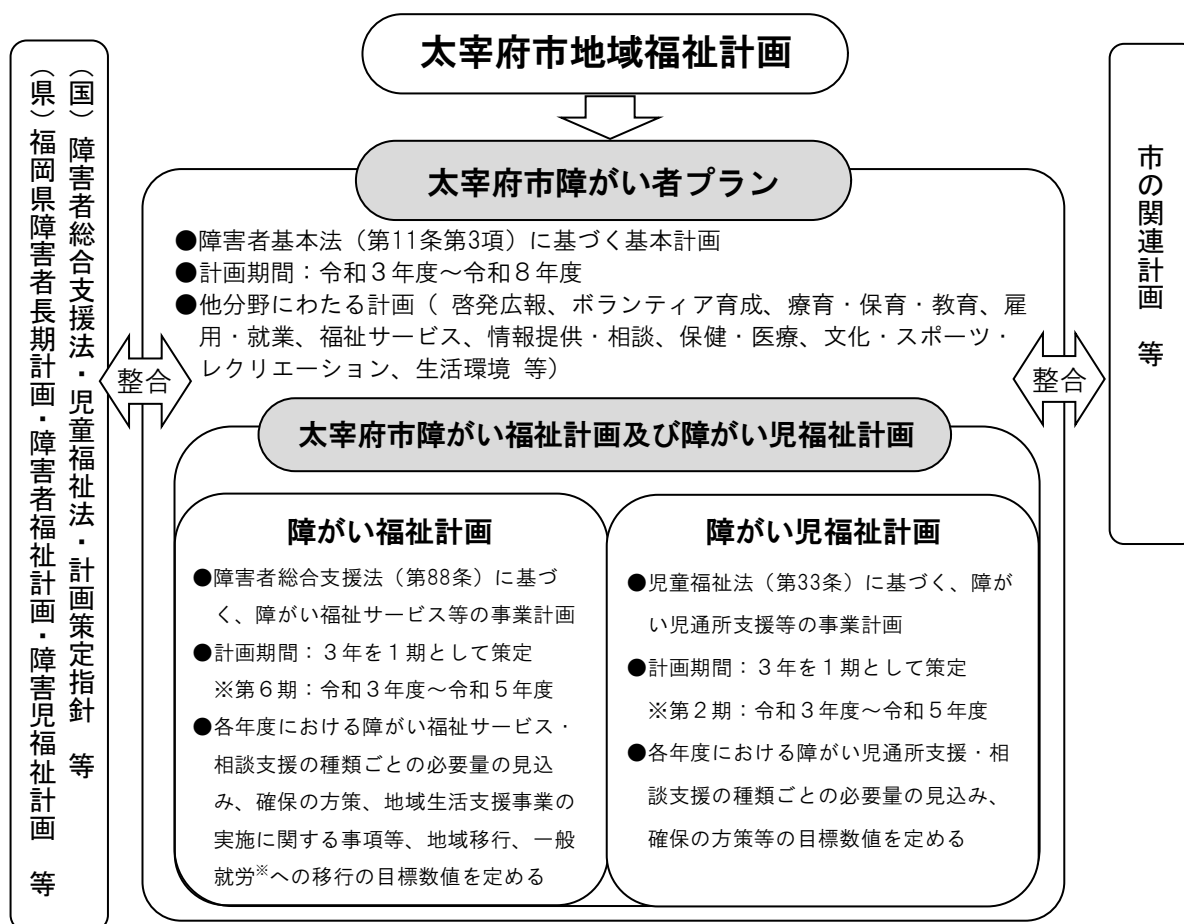
「障害者基本法」第11条第3項に基づき、障がい者施策全般にわたる方向性と具体的な取組を示す計画に加え、下記の障がい福祉計画と障がい児福祉計画を盛り込んだ計画です。

◆太宰府市障がい福祉計画

「障害者総合支援法」第88条に基づき、障がい福祉サービス※の提供体制の確保や今後必要とされる福祉サービスを計画的に整備するための計画です。

◆太宰府市障がい児福祉計画

「児童福祉法」第33条の20第1項に基づき、障がい児通所支援及び障がい児相談支援の提供体制の確保を図るための計画です。



第3節 計画の期間

第5次太宰府市障がい者プランは、令和3年度から令和8年度までの6年間とします。

第6期太宰府市障がい福祉計画・第2期太宰府市障がい児福祉計画は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度
障がい者 プラン			第5次							
障がい 福祉計画			第6期							
障がい児 福祉計画			第2期							

第4節 計画の策定体制と方法

◇当事者アンケートの実施

障害者手帳所持者 1,500 名を対象にアンケート調査を実施しました。

調査期間：令和2年3月11日～3月25日

抽出方法：無作為抽出

調査方法：郵送による配布、回収

回 収：有効回収票数 852 件 回収率 56.8%

◇関係団体・事業所調査

障がいのある人の関係団体や支援機関、事業所に対し、記入式の調査票を配布して実施しました。

調査団体数：団体・家族会 11 団体へ送付し、うち6団体より回答

障がい福祉サービス事業所 34 事業所へ送付し 20 事業所より回答

調査期間：令和2年7月～8月

◇パブリックコメントの実施

◇障害者施策推進協議会

第2章 障がいのある人を取り巻く状況

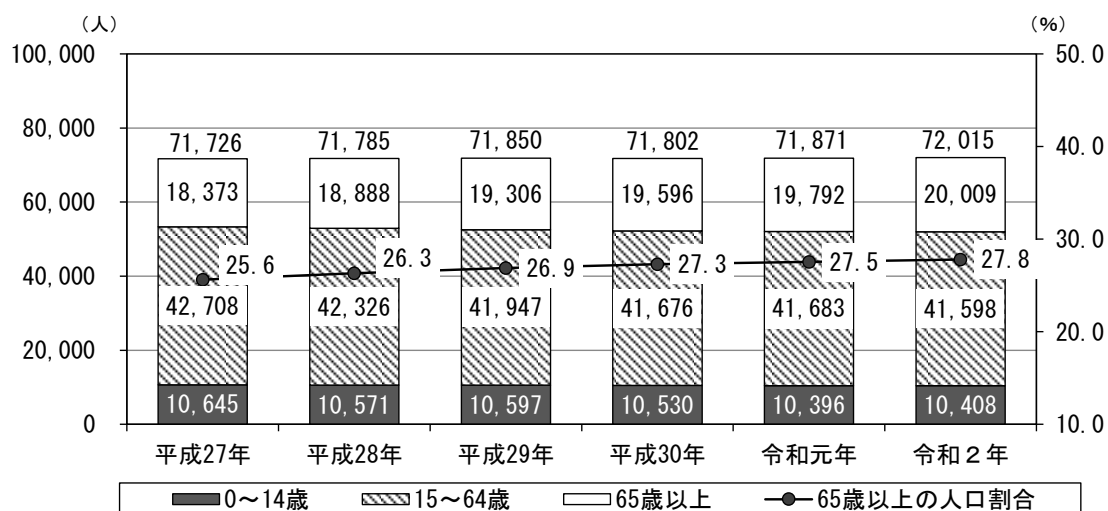
第1節 人口・世帯の状況

1 人口構成の状況

(1) 総人口と年齢3区分別人口の推移

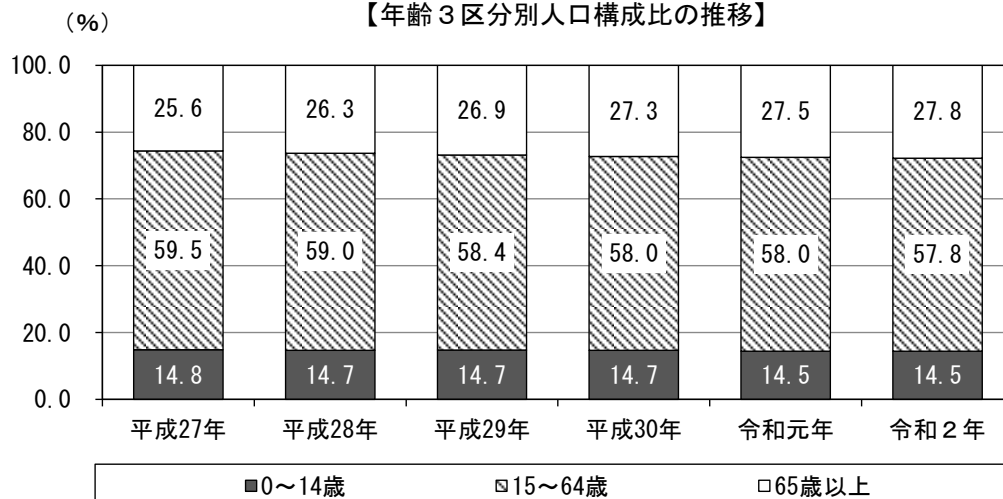
太宰府市の総人口と年齢3区分別人口の推移をみると、総人口は平成30年以降増加し、令和2年で72,015人となっています。年齢3区分別人口では、65歳以上が増加しており、15～64歳は減少傾向にあります。年齢3区分別人口構成比の推移をみると、65歳以上の割合が年々、高くなってきています。

【総人口と年齢3区分別人口の推移】



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

【年齢3区分別人口構成比の推移】



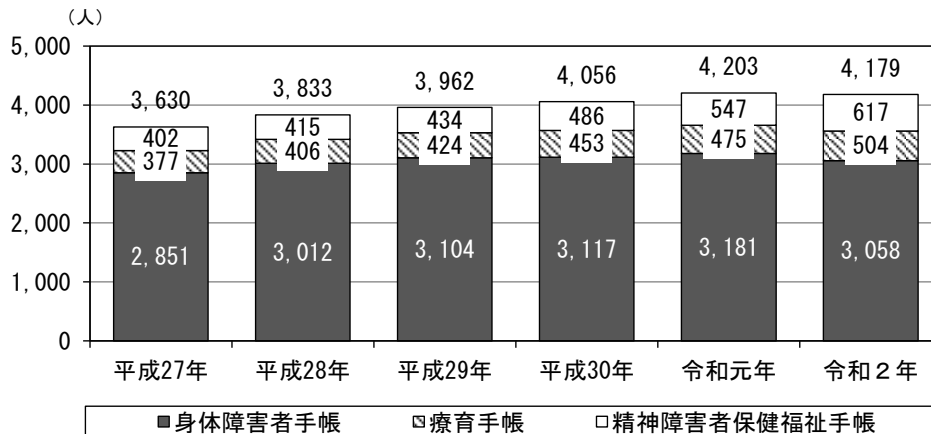
資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

第2節 障害者手帳所持者などの状況

1 障害者手帳所持者数の推移

手帳別の障害者手帳所持者数の推移をみると、身体障害者手帳※所持者数は令和元年まで増加していますが、令和2年は減少しています。療育手帳※所持者数、精神障害者保健福祉手帳※所持者数は、年々増加しています。

【障害者手帳所持者数の推移】



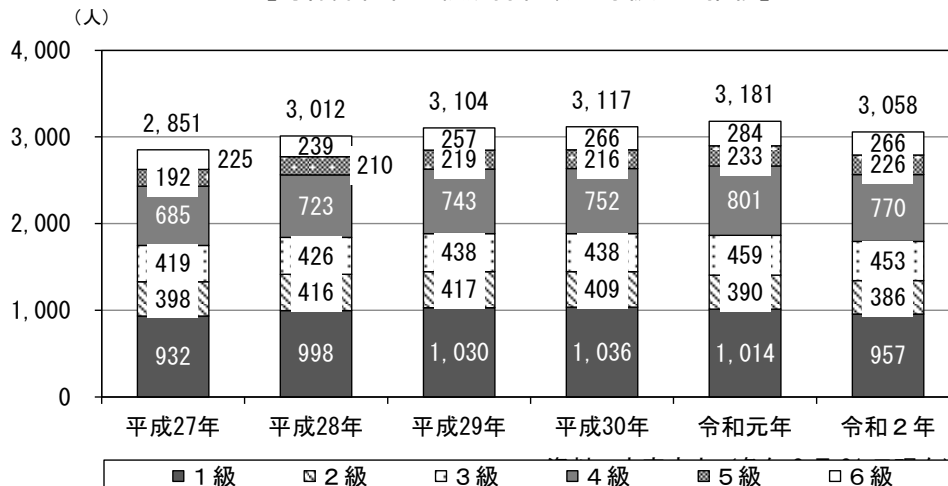
資料：太宰府市（各年3月31日現在）

2 身体障害者手帳所持者数の推移

（1）等級別身体障害者手帳所持者数の推移

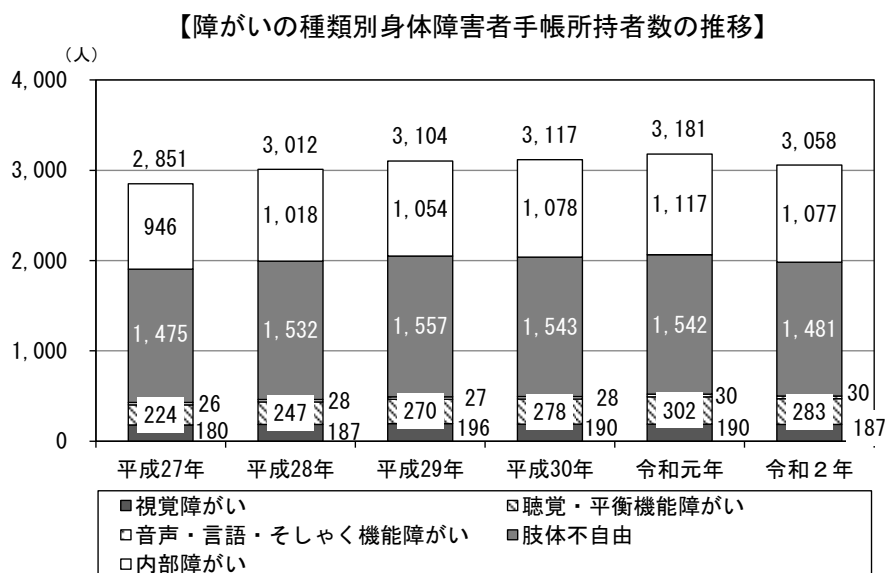
等級別身体障害者手帳所持者の推移をみると、「1級」は平成30年度まで増加しています。「4級」と「6級」は令和元年まで増加していますが、令和2年は減少しています。

【身体障害者手帳所持者数の等級別の推移】



（２）障がいの種類別身体障害者手帳所持者数の推移

障がいの種類別身体障害者手帳所持者の推移をみると、いずれの年度も肢体不自由が最も多くなっています。肢体不自由は平成 29 年をピークに減少しています。内部障がいは令和元年まで増加していますが、令和 2 年は減少しています。

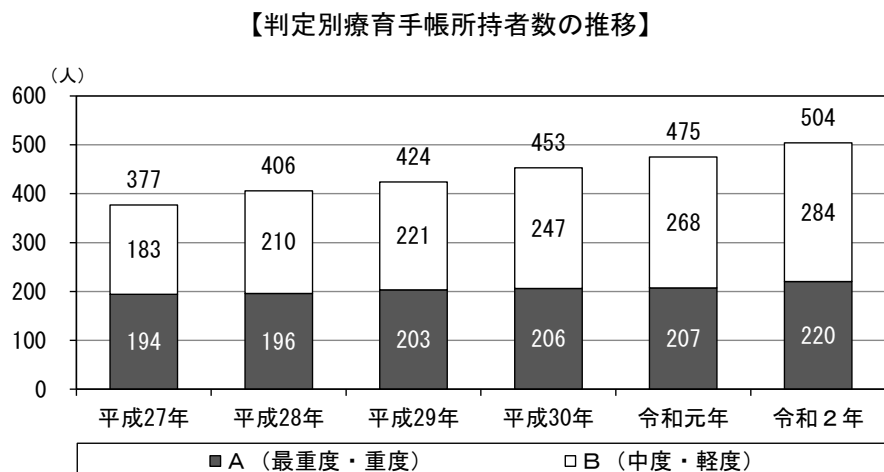


資料：太宰府市（各年 3 月 31 日現在）

3 療育手帳所持者数の推移

（１）判定別療育手帳所持者数の推移

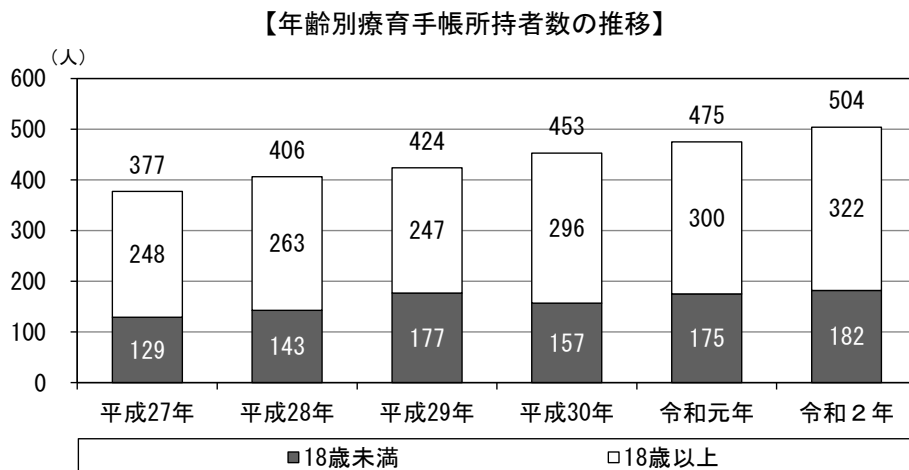
判定別療育手帳所持者数の推移をみると、「A（最重度・重度）」、「B（中度・軽度）」ともに増加しています。特に、「B（中度・軽度）」は平成 27 年から令和 2 年にかけて 101 人増加しています。早期発見・療育を推進することで、グレーゾーンにいる人や軽度の障がいのある人が手帳所持に結びつき、増加していると考えられます。



資料：太宰府市（各年 3 月 31 日現在）

(2) 年齢別療育手帳所持者数の推移

年齢別療育手帳所持者数の推移をみると、「18歳未満」は平成29年から平成30年にかけて減少していますが、その後増加しています。

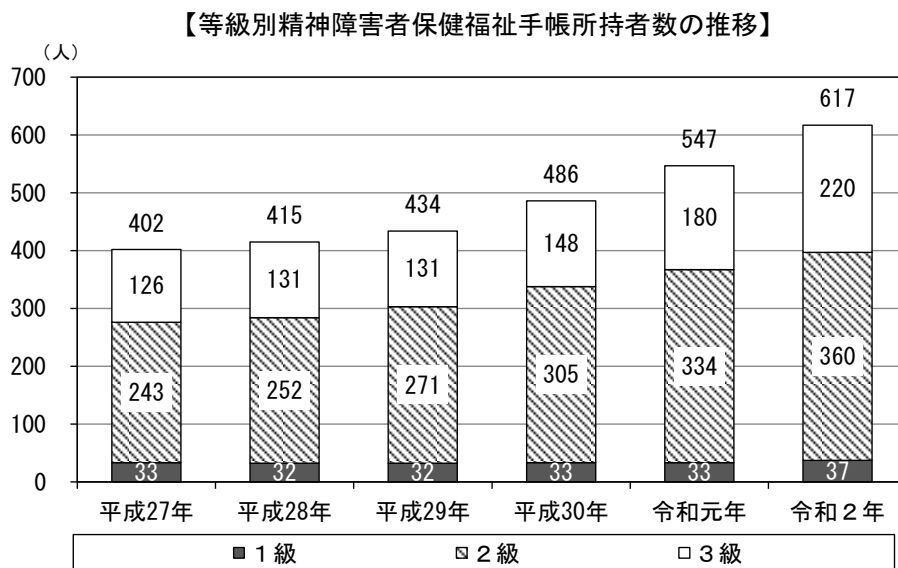


資料：太宰府市（各年3月31日現在）

4 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

(1) 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、「2級」、「3級」は年々増加しています。「1級」は令和元年までおおむね横ばいでしたが、令和2年は増加しています。

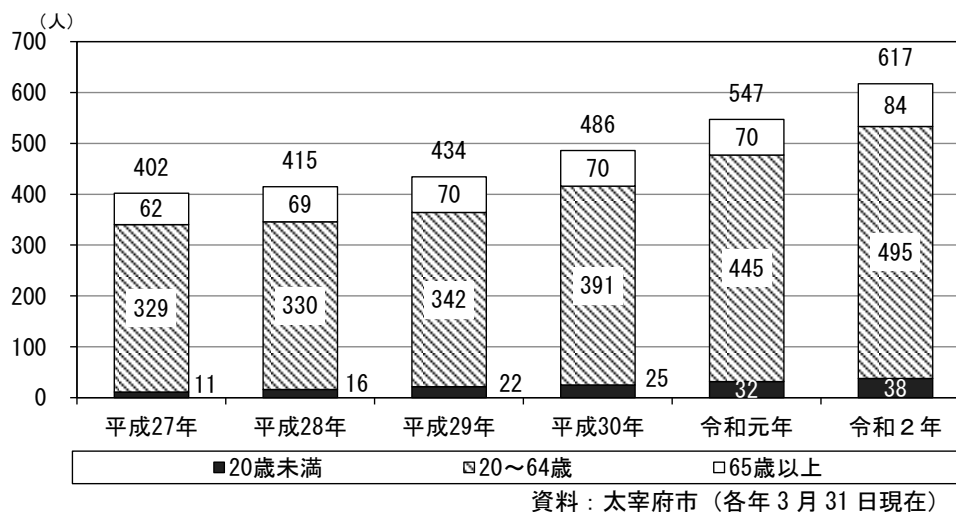


資料：太宰府市（各年3月31日現在）

（２）年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、いずれの年代も増加していますが、「20～64 歳」の増加が目立ちます。令和2年は495人で、平成27年に比べて174人増加しています。

【年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移】

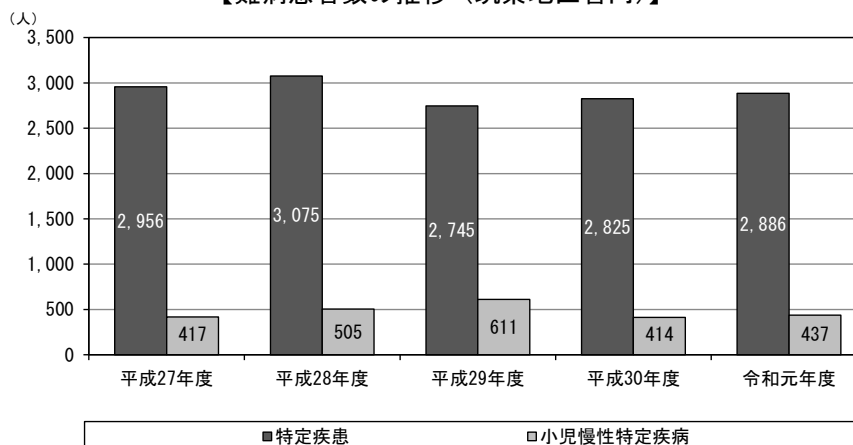


5 難病患者の推移

筑紫地区管内の難病患者数の推移をみると、医療費助成の対象となる指定難病が追加された影響もあり、特定疾患は平成28年度に3,075人に増加しています。平成29年度以降も徐々に増加しており、令和元年度で2,886人となっています。

小児慢性特定疾病については、平成27年度以降増加し、平成29年度で611人となっていました。その後は400人台で推移し、令和元年度で437人となっています。

【難病患者数の推移（筑紫地区管内）】

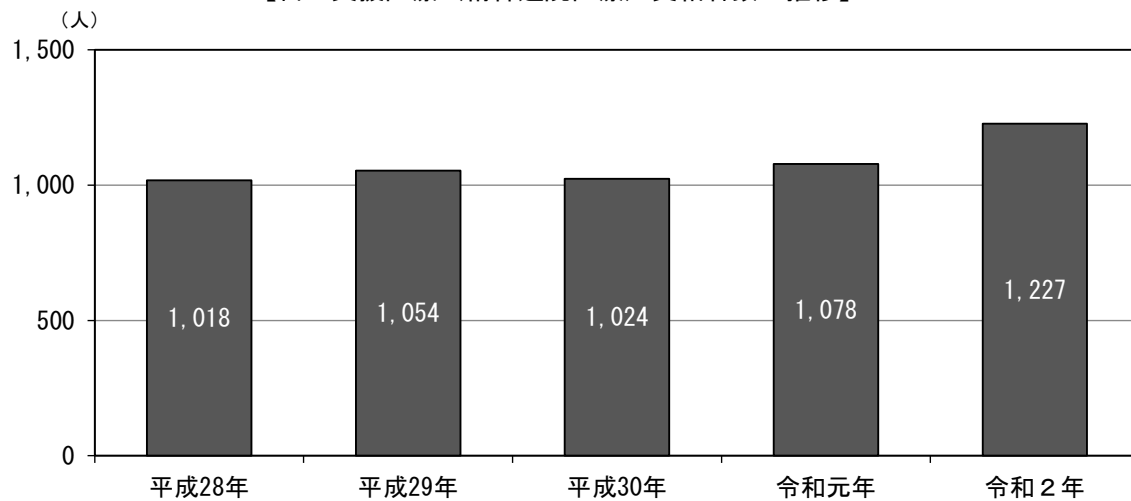


資料：福岡県筑紫保健福祉環境事務所

6 自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移

自立支援医療※（精神通院医療）受給者数の推移をみると、令和2年は1,227人で、平成28年に比べて209人増加しています。

【自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移】



資料：太宰府市（各年3月31日現在）

第3節 障がいのある児童・生徒の状況

1 特別支援学級在籍者数の推移

太宰府市内の小・中学校における特別支援学級※在籍児童・生徒数は年々増加し、令和2年は小学校で224人、中学校で63人となっています。全児童数に占める割合も年々高くなっており、令和2年は小学校で5.16%、中学校で3.03%となっています。

令和2年の通級指導教室※設置学校数は小学校で6校、中学校で3校となっており、平成27年と比較すると、小学校は3校、中学校は2校増加しています。

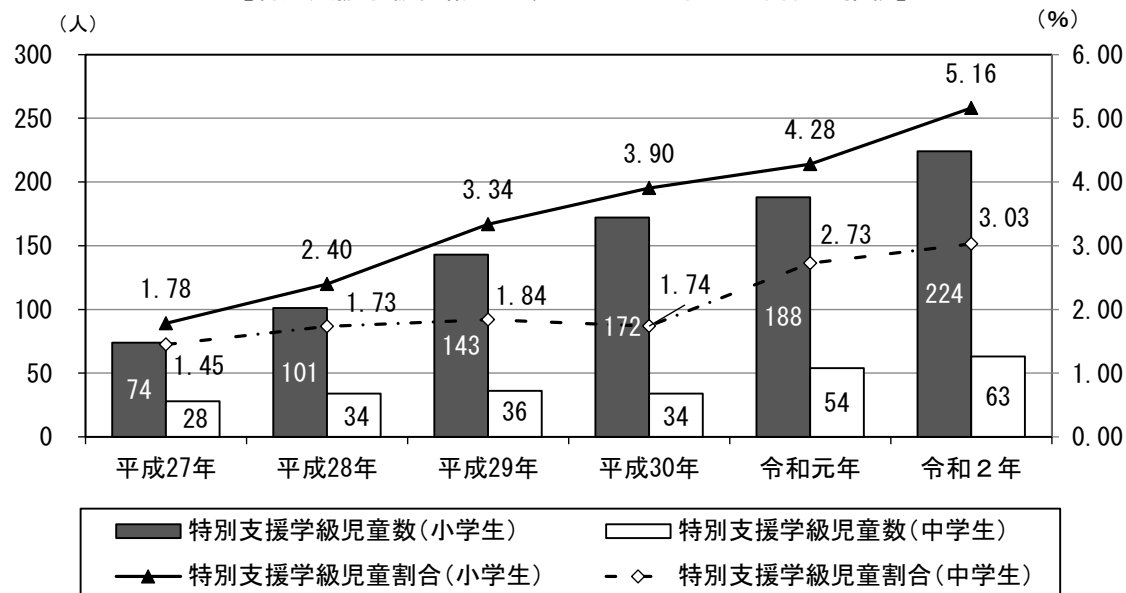
【小・中学校の児童数と特別支援学級在籍児童数】

(単位：人)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
小学生(総数)	4,150	4,215	4,284	4,406	4,392	4,339
うち特別支援学級児童	74	101	143	172	188	224
特別支援学級児童割合(小学生)	1.78%	2.40%	3.34%	3.90%	4.28%	5.16%
中学生(総数)	1,930	1,961	1,958	1,958	1,981	2,082
うち特別支援学級児童	28	34	36	34	54	63
特別支援学級児童割合(中学生)	1.45%	1.73%	1.84%	1.74%	2.73%	3.03%

資料：太宰府市（各年5月1日現在）

【特別支援学級在籍児童数と全児童に占める割合の推移】



資料：太宰府市（各年5月1日現在）

【通級指導教室設置学校数の推移】

(単位：校)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
小学校	3	3	4	5	6	6
中学校	1	1	1	2	2	3

資料：太宰府市（各年5月1日現在）

第4節 障がい福祉サービス等の状況

1 障がい福祉サービスの実績

障がい福祉サービスの実績値についてみると、生活介護、短期入所、計画相談支援は、平成30年度、令和元年度ともに実績値が計画値を下回っています。共同生活援助（グループホーム）は、平成30年度、令和元年度ともに実績値が計画値を上回っており、ニーズの高いサービスとなっています。また、就労継続支援（B型）については、令和元年度で大きく利用が増加しています。

サービス名		単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度
			計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
訪問系	居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援	時間／月	2,322	2,482	2,431	2,227	2,548
		人／月	117	116	130	89	140
日中活動系	生活介護	人日／月	2,439	2,091	2,568	2,185	2,703
		人／月	131	123	140	106	149
	療養介護	人／月	10	10	10	9	10
	短期入所	人日／月	128	80	157	82	193
		人／月	18	16	22	13	28
	自立訓練（機能訓練）	人日／月	15	33	15	14	15
		人／月	1	3	1	2	1
	自立訓練（生活訓練）	人日／月	90	57	97	63	104
		人／月	8	3	14	5	22
	就労移行支援	人日／月	444	496	460	464	476
		人／月	26	31	28	26	30
	就労継続支援（A型）	人日／月	1,048	900	1,087	988	1,128
		人／月	51	50	52	53	53
	就労継続支援（B型）	人日／月	1,679	1,575	1,832	2,046	1,998
		人／月	97	105	106	124	117
	就労定着支援	人／月	4	0	4	3	5
居住系	自立生活援助	人／月	1	0	2	0	3
	共同生活援助（グループホーム）	人／月	43	50	46	56	50
	施設入所支援	人／月	63	61	62	56	61
相談支援	計画相談支援	人／月	409	377	443	403	480
	地域移行支援	人／月	1	0	2	0	3
	地域定着支援	人／月	1	0	2	0	3

※月単位のサービスは各年度の3月時点の実績を掲載しています。

2 地域生活支援事業の実績

地域生活支援事業についてみると、成年後見制度利用支援事業は、利用がありませんでした。必要としている人が適切に利用できるよう、制度の活用を促進していくことが求められます。また、コミュニケーション支援事業は、平成30年度、令和元年度ともに実績値が計画値を大きく上回っており、意思疎通に関する支援ニーズが高くなっています。移動支援事業については、実施箇所数が計画値を大きく上回っています。

○必須事業

サービス名		単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度
			計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
事業相談支援	障害者相談支援事業	箇所	1	1	1	1	1
	地域自立支援協議会	箇所	1	1	1	1	1
成年後見制度利用支援事業		人	3	0	3	0	3
コミュニケーション支援事業		人	350	461	350	517	350
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	件	3	5	3	4	3
	自立生活支援用具	件	15	11	15	10	15
	在宅療養等支援用具	件	7	15	7	11	7
	情報・意思疎通支援用具	件	10	15	10	15	10
	排泄管理支援用具	件	1,451	1,383	1,538	1,356	1,630
	居宅生活動作補助用具（住宅改修）	件	2	4	2	4	2
移動支援事業		箇所	30	46	30	46	30
		人	50	50	55	53	60
		述べ時間	5,000	4,966	5,000	6,037	5,000
地域活動支援センター	基礎的事業	箇所	2	2	2	2	2
	機能強化事業	箇所	2	2	2	2	2
手話奉仕員養成研修事業		箇所	1	1	1	1	1
		修了者数	20	22	20	25	20

○その他の事業

サービス名	単位	平成 30 年度		令和 元年度		令和 2 年度
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
身体障害者自動車 改造助成事業	箇所	1	0	1	4	3
	人	3	0	3	4	3
自動車免許取得助成 事業	箇所	2	2	2	1	2
	人	2	2	2	1	2
日中一時支援事業	箇所	10	8	10	8	10
	人	30	22	30	21	30
訪問入浴サービス事業	箇所	5	4	5	4	5
	人	5	4	5	3	5
障害者更生訓練費 支給事業	人	30	19	30	22	30

3 障がい児通所支援等の実績

障がい児通所支援等についてみると、児童発達支援は、平成 30 年度は計画値を上回っていますが、令和元年度では利用実人数が減少しています。保育所等訪問支援については、新型コロナウイルス感染症対策により訪問を自粛したため、令和元年度 3 月時点の実績値は 0 となっています。医療的ケア児※に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターについては、令和元年度までに確保ができていません。

サービス名		単位	平成 30 年度		令和 元年度		令和 2 年度
			計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
障がい児通所支援	児童発達支援	人日／月	825	1,023	1,095	946	1,454
		人／月	66	81	73	78	80
	放課後等 デイサービス	人日／月	1,831	1,871	2,014	2,055	2,215
		人／月	225	241	247	152	271
	保育所等訪問支援	人日／月	2	2	3	0	6
		人／月	2	2	3	0	6
	居宅訪問型 児童発達支援	人日／月	50	0	60	0	70
		人／月	5	0	6	0	7
	医療型 児童発達支援	人日／月	10	0	10	0	10
		人／月	1	0	1	0	1
相談支援	障がい児相談支援	人／月	299	228	330	263	365
	医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター	人	1	0	1	0	1

※月単位のサービスは各年度の 3 月時点の実績を掲載しています。

第5節 各種調査結果からみる状況

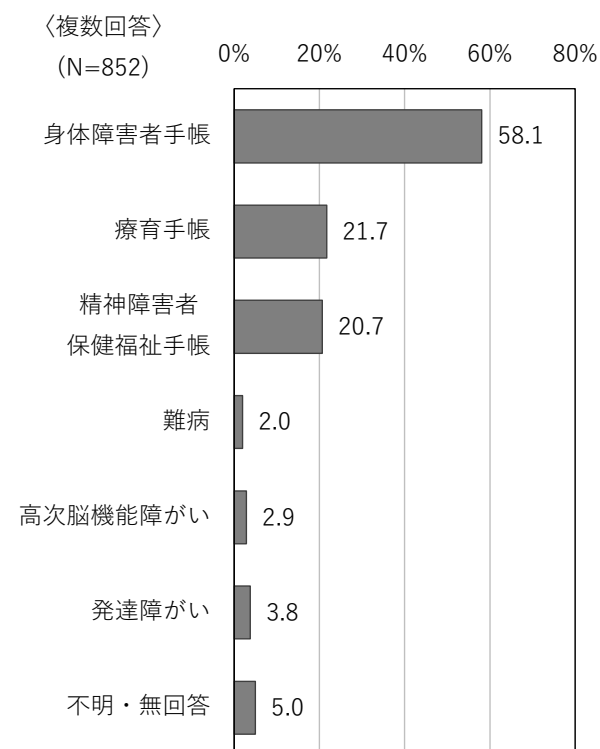
1 アンケート調査結果からみる現状

(1) 回答者について

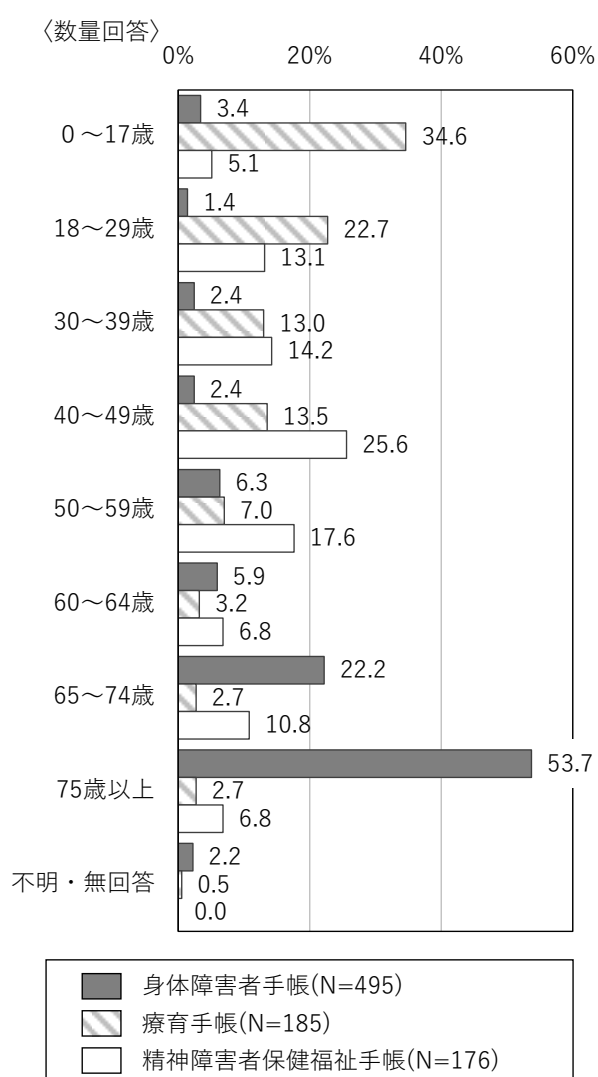
所持している障害者手帳については、身体障害者手帳所持者が 58.1%となっています。次いで、療育手帳所持者が 21.7%、精神障害者保健福祉手帳所持者が 20.7%となっています。

年齢構成をみると、身体障害者手帳所持者では「75 歳以上」が 53.7%となっていますが、療育手帳所持者では「0～17 歳」が 34.6%、精神障害者保健福祉手帳所持者は「40～49 歳」が 25.6%と最も多くなっています。

■障害者手帳や障がいの種類



■年齢



(2) 現在の生活について

日常生活において、差別や偏見、疎外感を感じるかについては、『感じる（「よく感じる」「ときどき感じる」の合計）』は療育手帳所持者で約半数を占め、精神障害者保健福祉手帳所持者でも3割後半と高くなっています。また、精神障害者保健福祉手帳所持者では「よく感じる」が1割程度と、他の障がいと比較して高くなっています。身体障害者手帳所持者は「ほとんど感じたことはない」が4割台となっています。

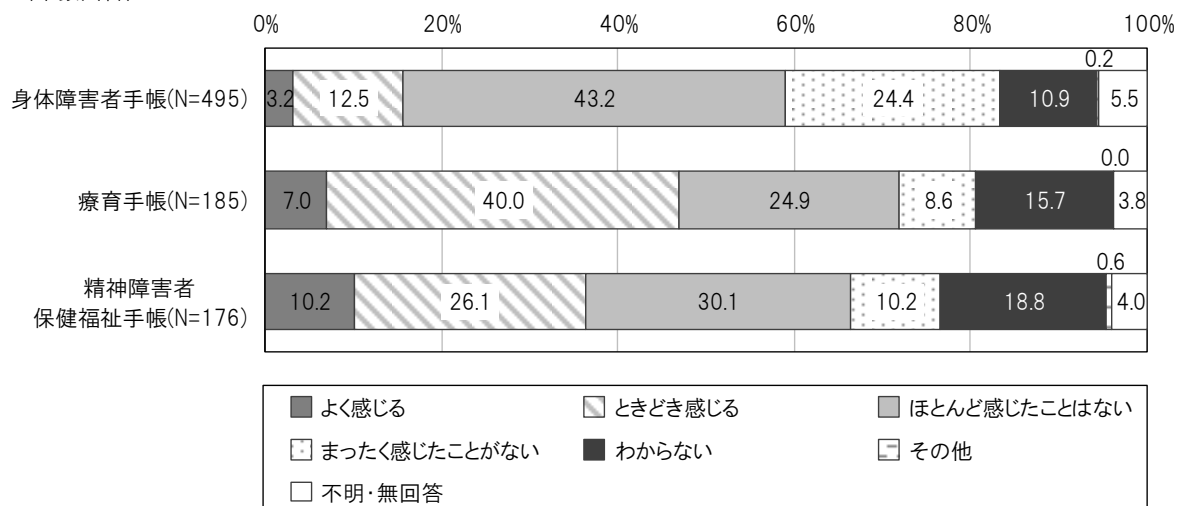
生活の中で困っていることについては、身体障害者手帳所持者は、「自分の健康や体力に自信がない」が最も高くなっています。また、精神障害者保健福祉手帳所持者は、健康や体力面の不安に次いで、「将来的に生活する住まい、または施設があるかどうか不安」が高くなっています。療育手帳所持者は「将来的に生活する住まい、または施設があるかどうか不安」が最も高く、次いで「一人での外出が不安」となっています。

外出するために充実してほしいことについては、身体障害者手帳所持者は「歩道、建物、乗り物などの段差が解消されること」、療育手帳所持者は「付き添いや介助者などの人的支援」が最も高くなっています。精神障害者保健福祉手帳所持者は「特にない」が最も高く、次いで「駅やバス停、歩道におけるベンチなどの設置」が高くなっています。

悩みや困ったことを相談する相手（機関）については、どの手帳も「家族・親戚」の割合が7割前後で最も高くなっています。次いで、身体障害者手帳所持者は「病院」、療育手帳所持者は「生活介護や就労継続支援B型事業所などのサービスを受けているところ」が高くなっています。精神障害者保健福祉手帳所持者についても、「病院」が2番目に高く、5割程度を占めています。また、「相談する人がいない、もしくは知らない」が1割程度となっています。

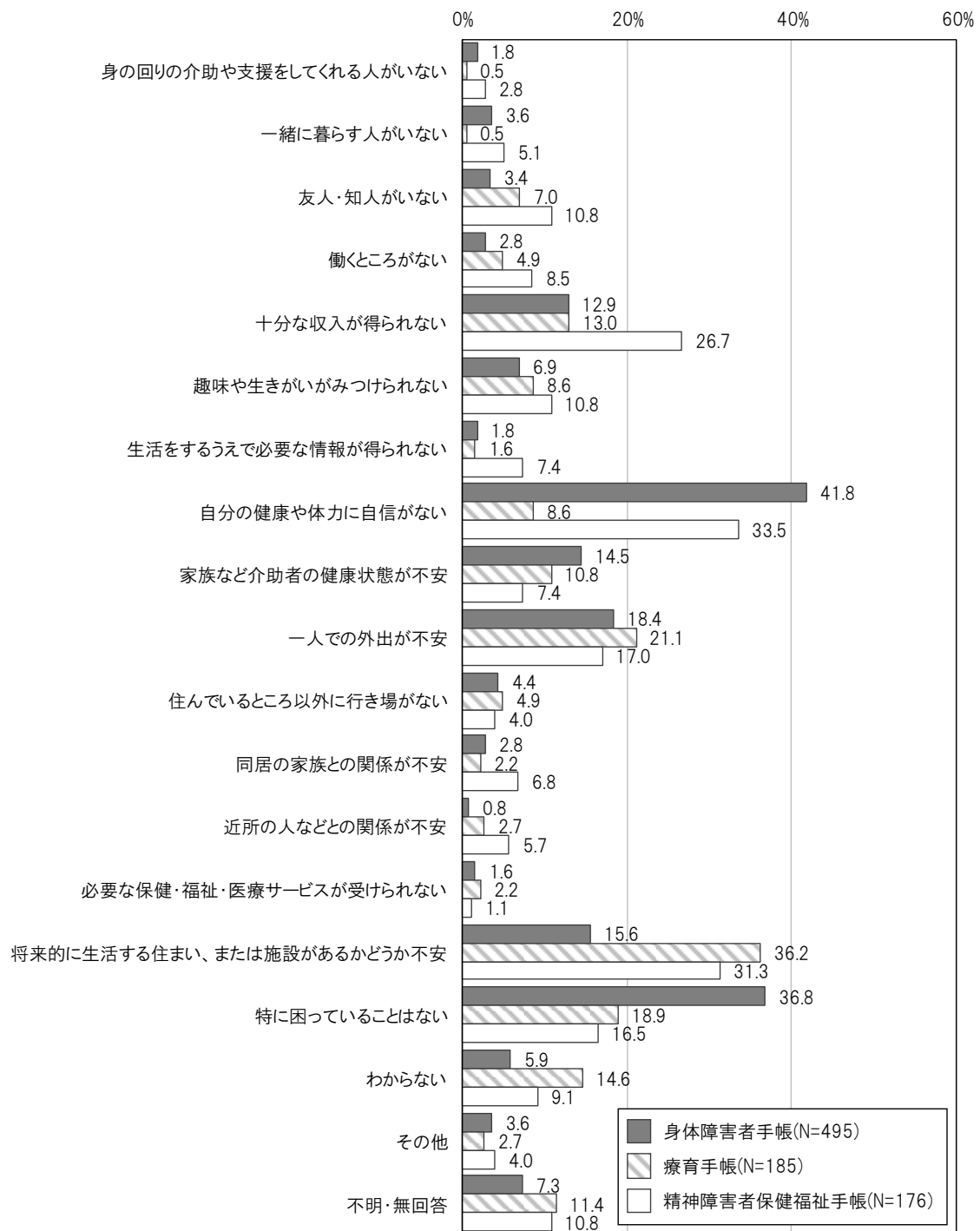
■差別や偏見、疎外感について

〈単数回答〉



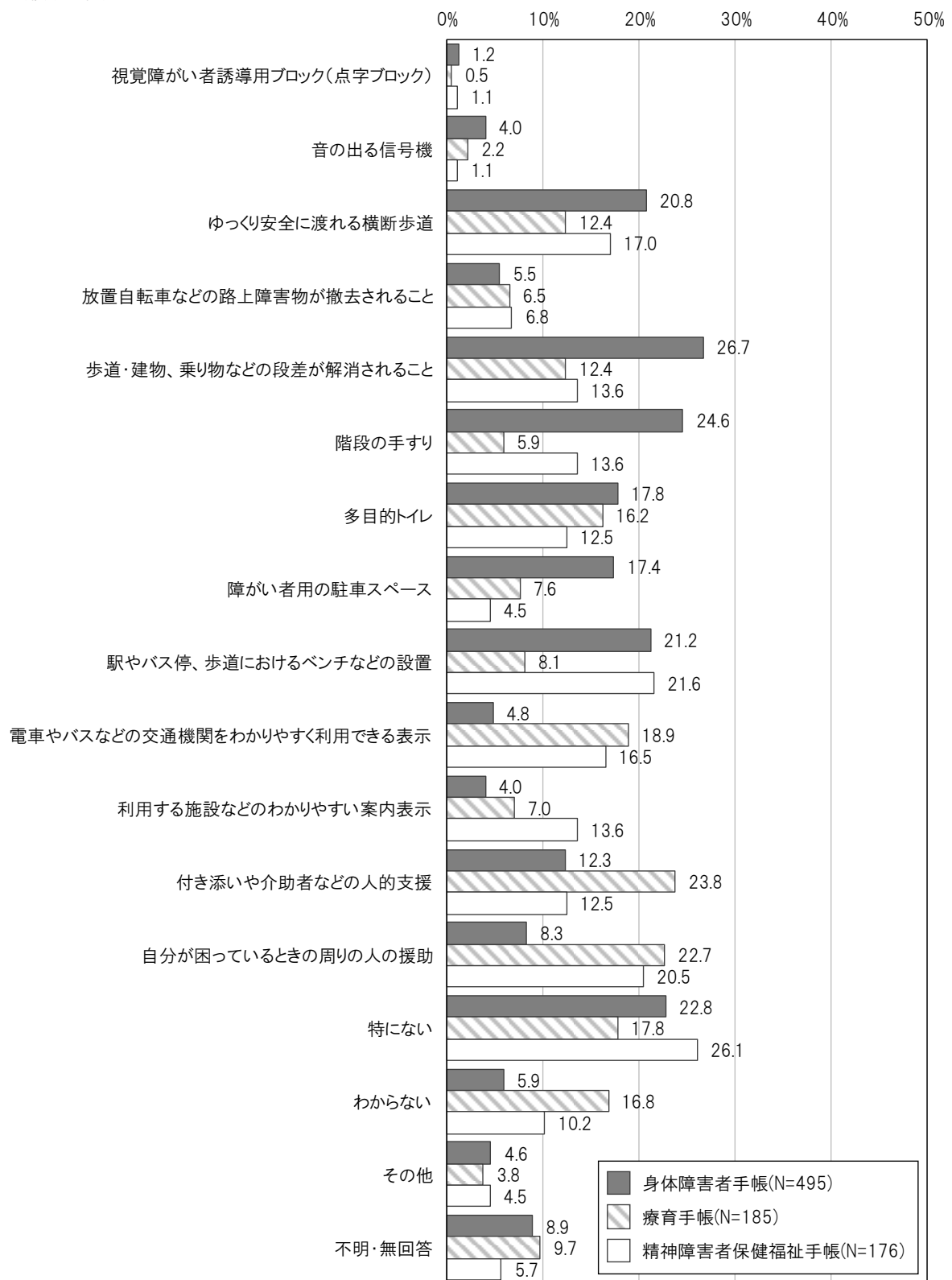
■生活の中で困っていること

〈複数回答〉



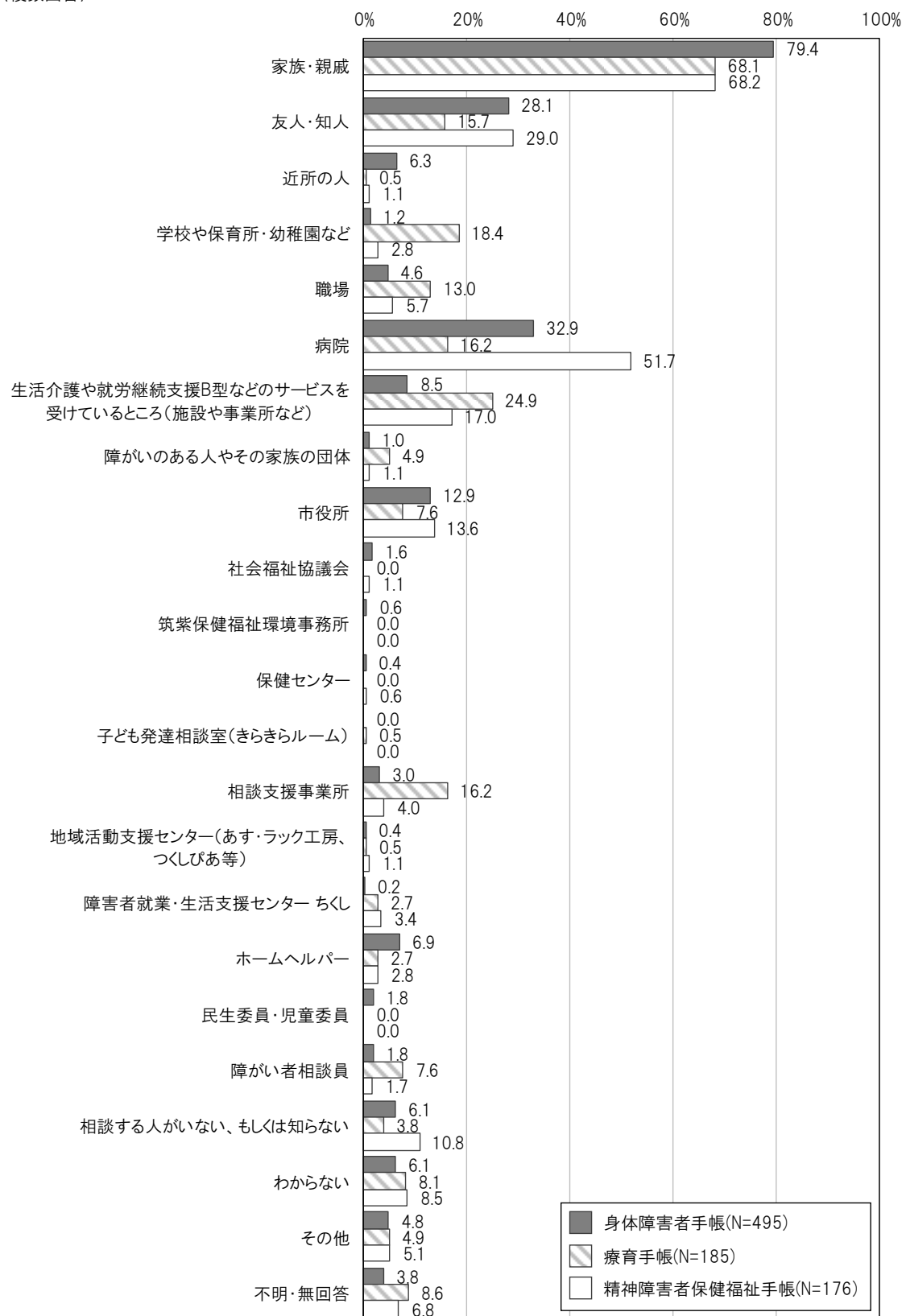
■外出するために充実してほしいこと

〈複数回答〉



■悩みや困ったことを相談する相手（機関）

〈複数回答〉

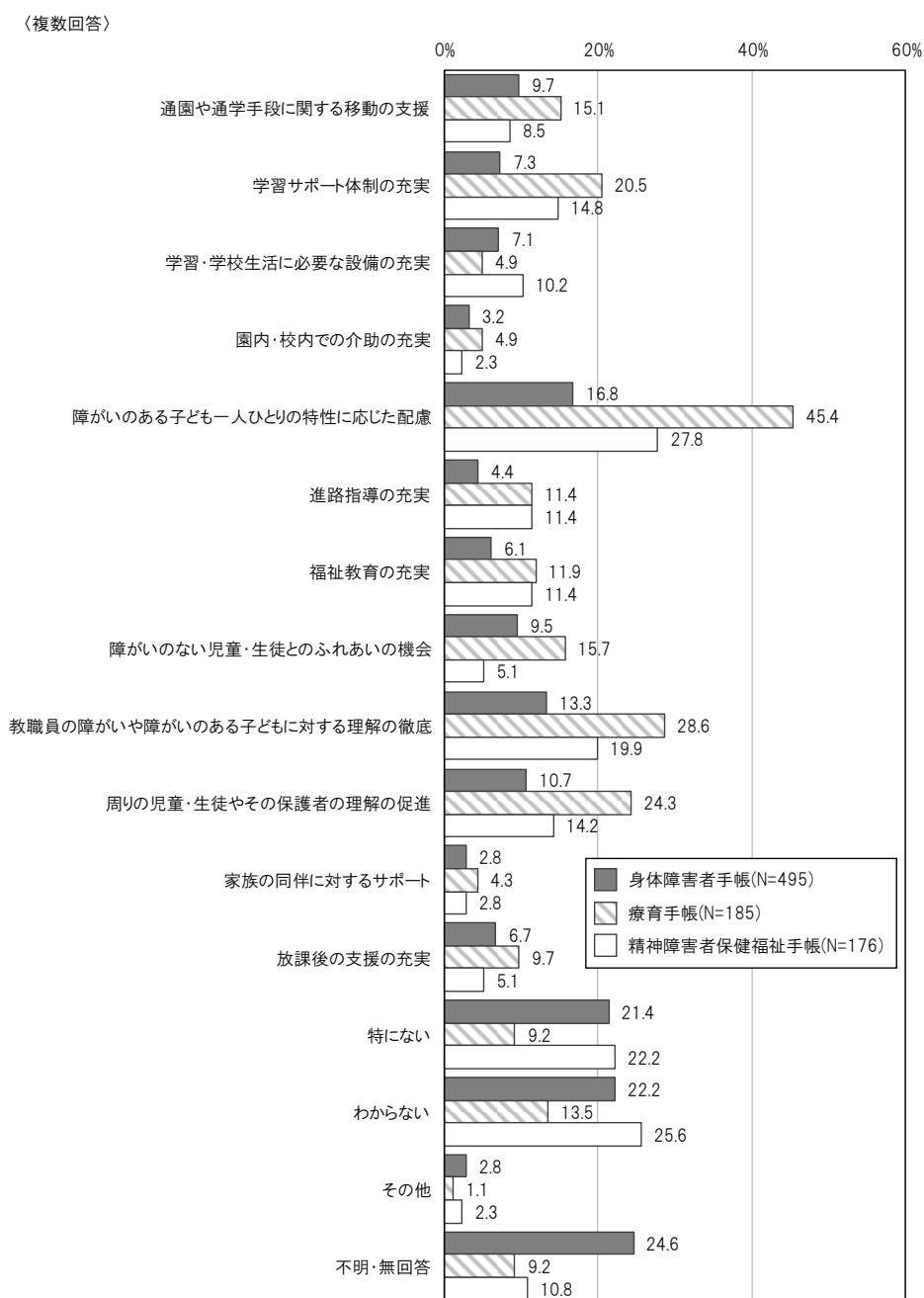


(3) 教育について

学校や保育所・幼稚園で生活を送るうえで必要だと思うことについては、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者は「障がいのある子ども一人ひとりの特性に応じた配慮」が最も高く、特に療育手帳所持者では4割半ばとなっています。

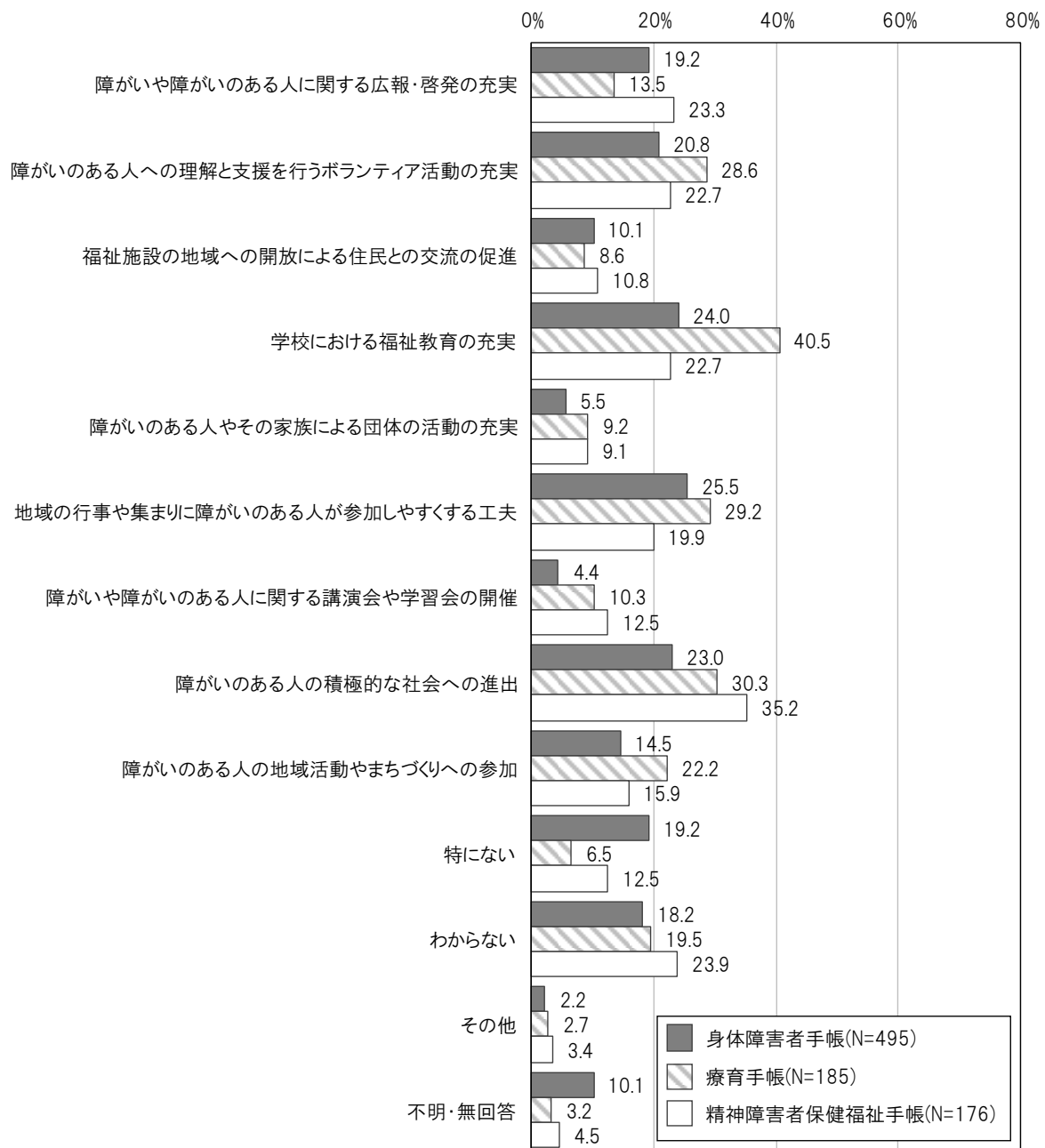
障がいのある人に対する市民の理解を深めるために必要だと思うことについては、身体障害者手帳所持者は「地域の行事や集まりに障がいのある人が参加しやすくする工夫」、療育手帳所持者は「学校における福祉教育の充実」、精神障害者保健福祉手帳所持者は「障がいのある人の積極的な社会への進出」が最も高くなっています。

■学校や保育所・幼稚園での生活で必要だと思うこと



■障がいのある人に対する市民の理解を深めるために必要だと思うこと

〈複数回答〉



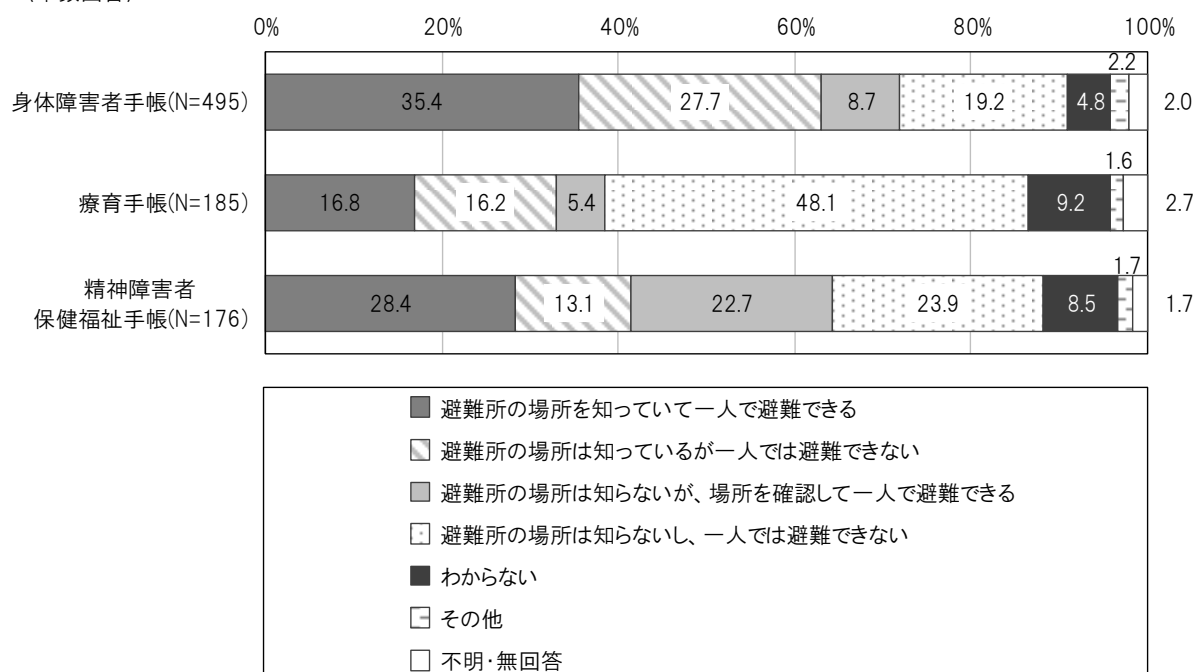
（４）安全・安心について

災害時に一人で避難できるかについては、身体障害者手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者は「避難所の場所を知っていて、一人で避難できる」が最も高くなっていますが、療育手帳所持者は「避難所の場所は知らないし、一人では避難できない」が最も高く、約５割となっています。

避難行動要支援者※避難支援制度への登録については、療育手帳所持者の約４割が「登録したい」と回答しています。

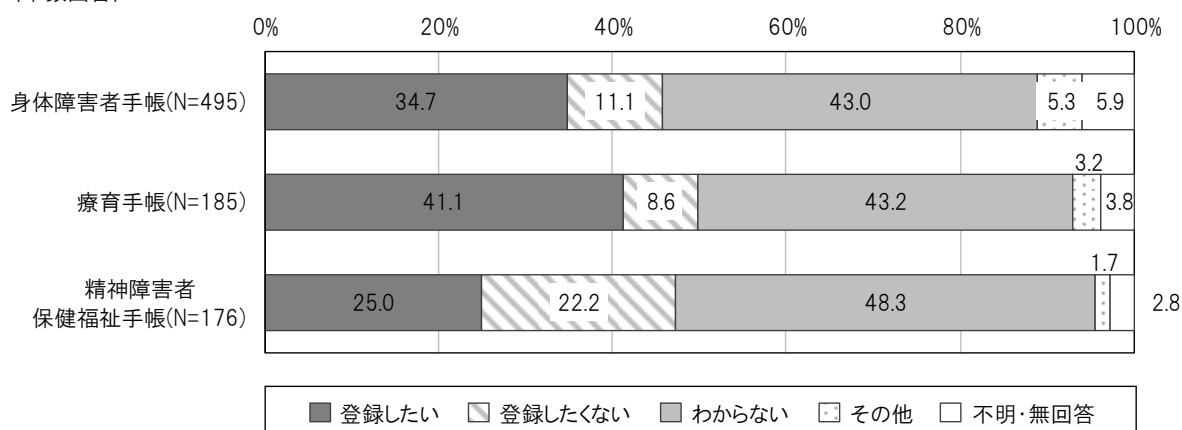
■一人で避難できるか

〈単数回答〉



■避難行動要支援者避難支援制度への登録について

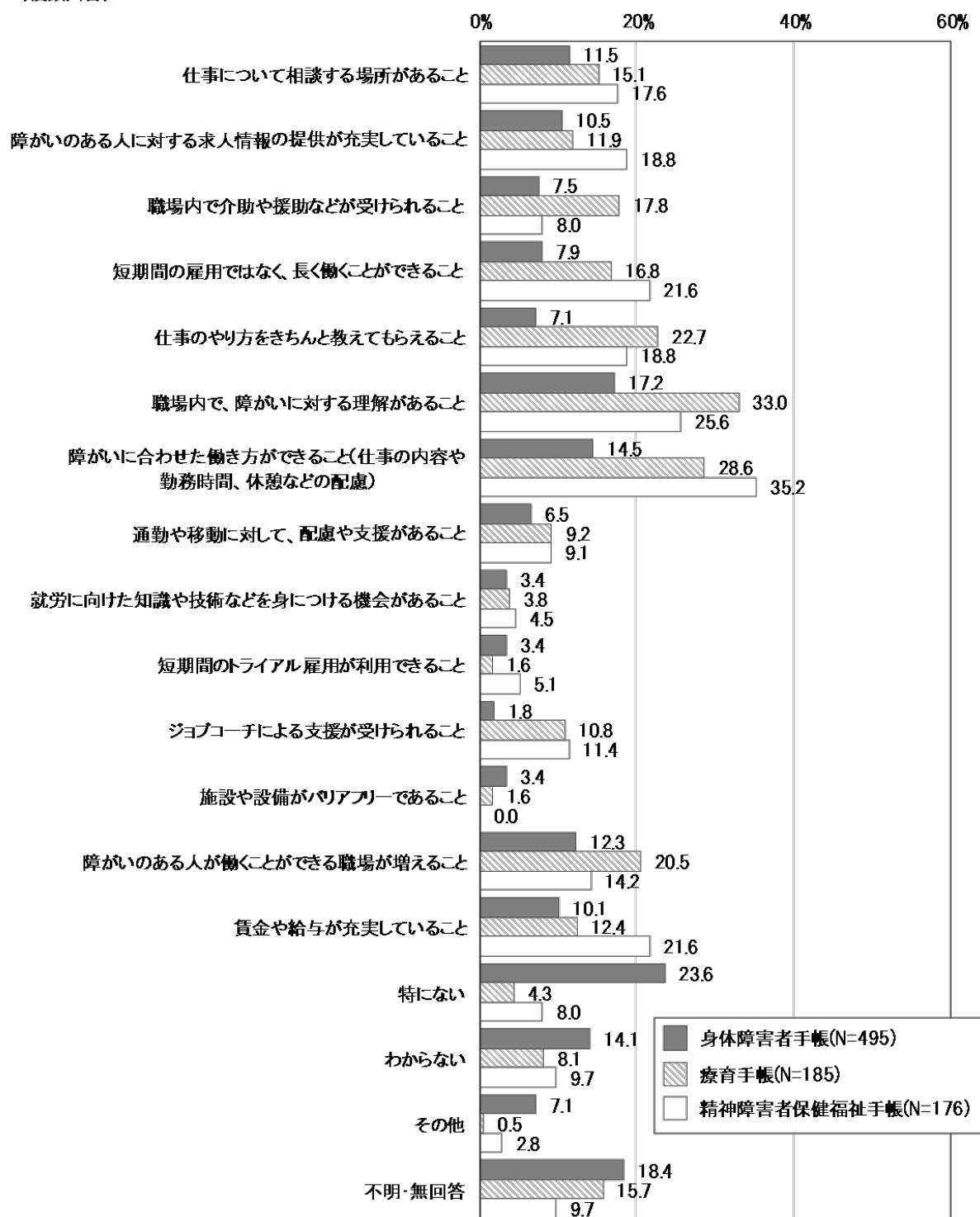
〈単数回答〉



(5) 雇用について

働く場合に希望する配慮については、療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者は、「職場内で障がいに対する理解があること」や「障がいに合わせた働き方ができること」が高くなっています。身体障害者手帳所持者は、「特にない」が最も高くなっています。

■働く場合、希望する配慮について 〈複数回答〉

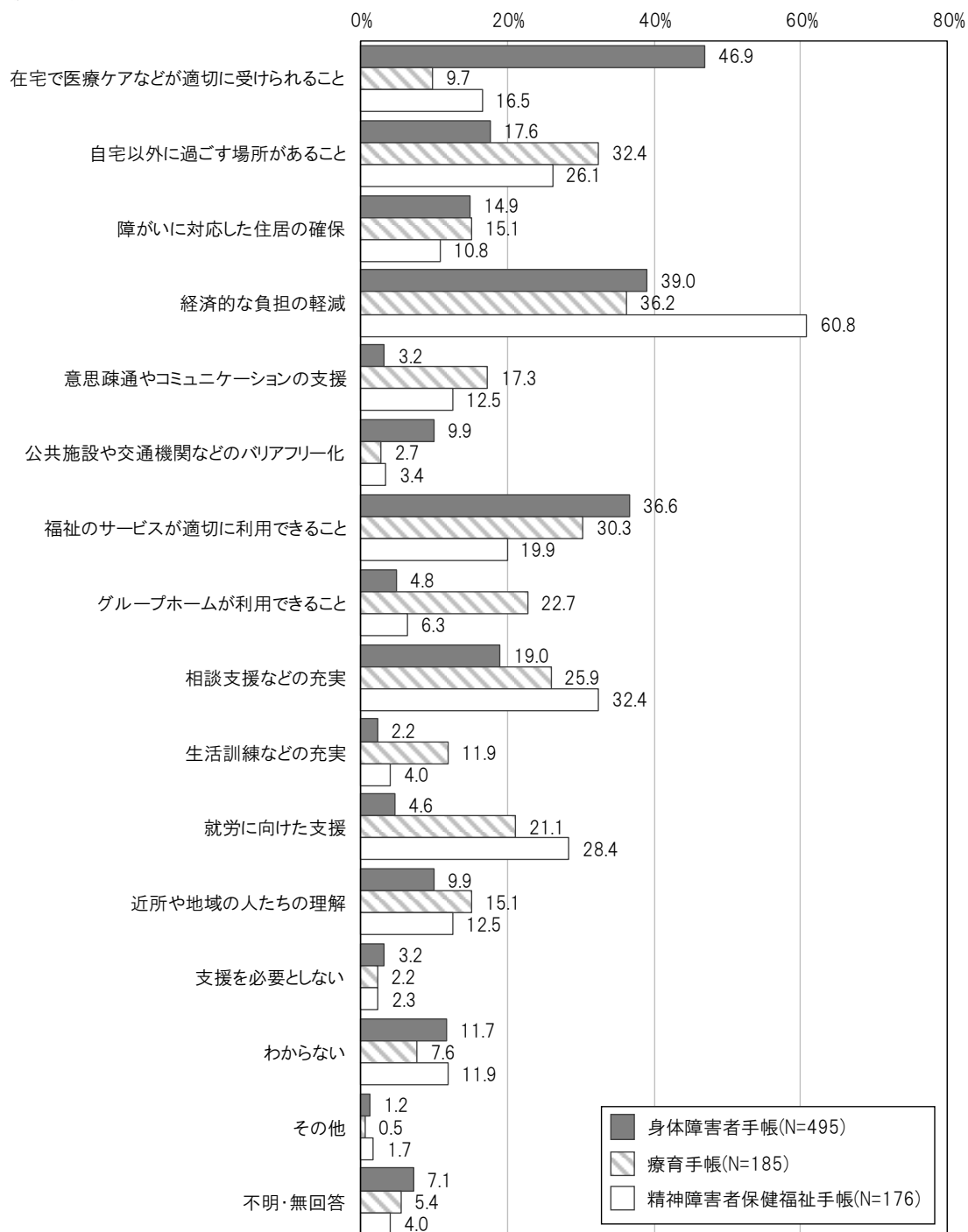


(6) 暮らしについて

地域で生活する上で必要な支援については、身体障害者手帳所持者は「在宅で医療ケアが受けられること」が最も高くなっています。また、いずれの手帳所持者も、「経済的な負担の軽減」が高くなっています。

■地域で生活する上で必要な支援について

〈複数回答〉



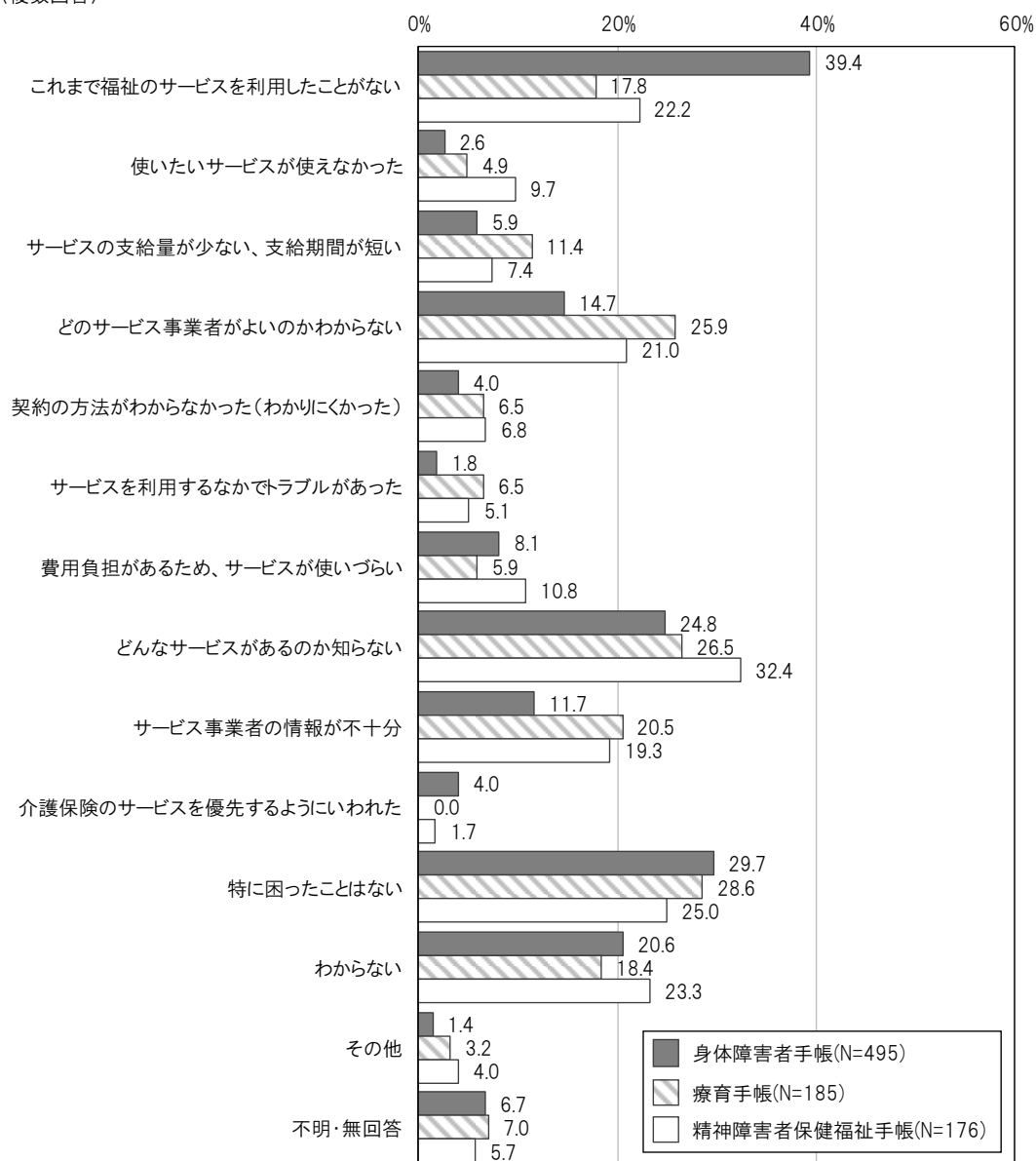
(7) 福祉・保健・医療について

福祉サービスを利用するときに困ったことについては、身体障害者手帳所持者は「これまで福祉のサービスを利用したことがない」、療育手帳所持者では「特に困ったことはない」、精神障害者保健福祉手帳所持者では「どんなサービスがあるのか知らない」が最も高くなっています。

保健や医療について困っていることについては、いずれの手帳所持者も「待ち時間が長い」が高くなっています。精神障害者保健福祉手帳所持者では「医療費や交通費の負担が大きい」や「体調が悪くて通院できないことがある」がほかの手帳所持者に比べて高くなっています。

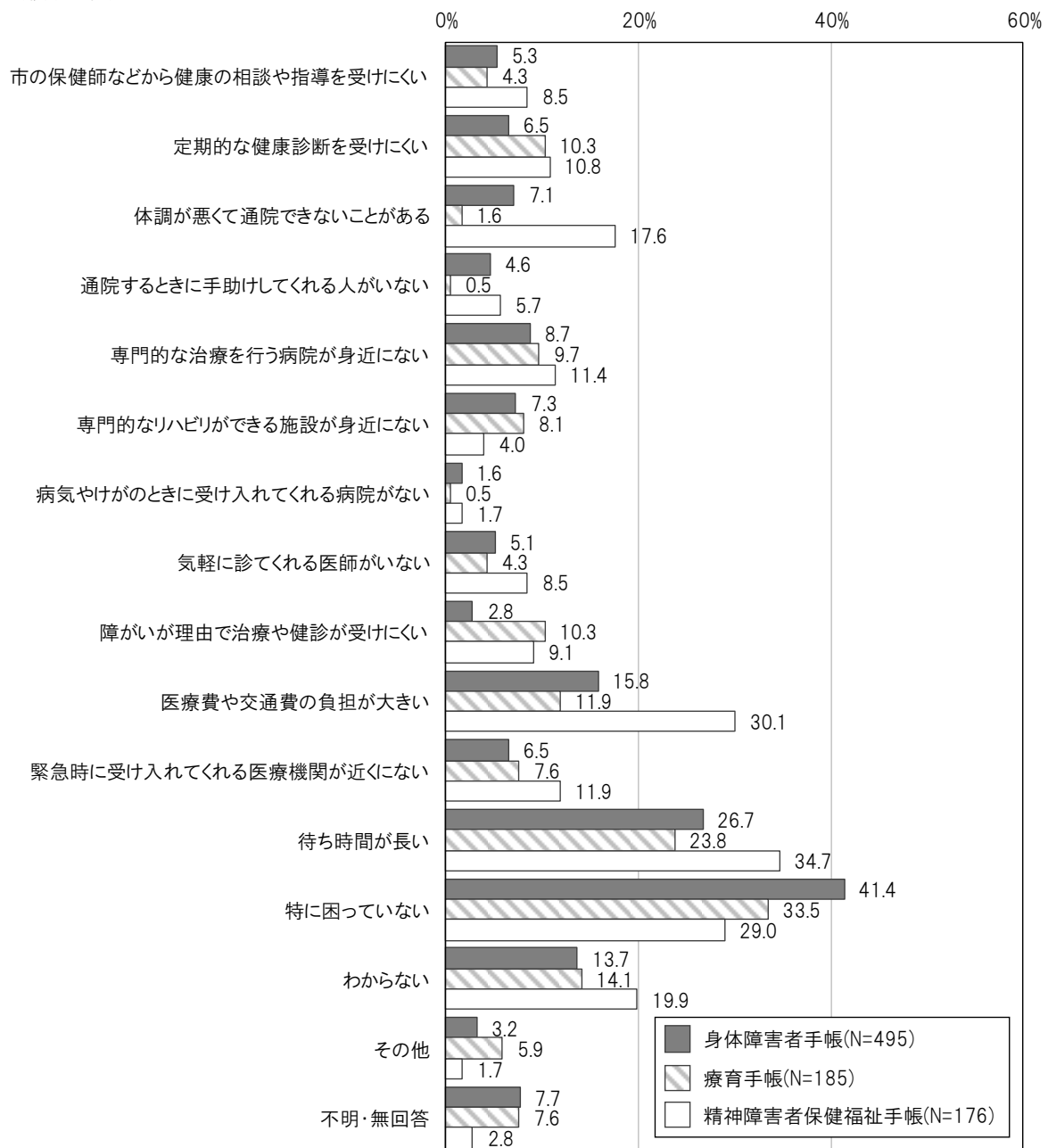
■福祉サービスを利用するときに困ったこと

〈複数回答〉



■保健や医療について困っていること

〈複数回答〉



（８）差別の解消や権利を守ることについて

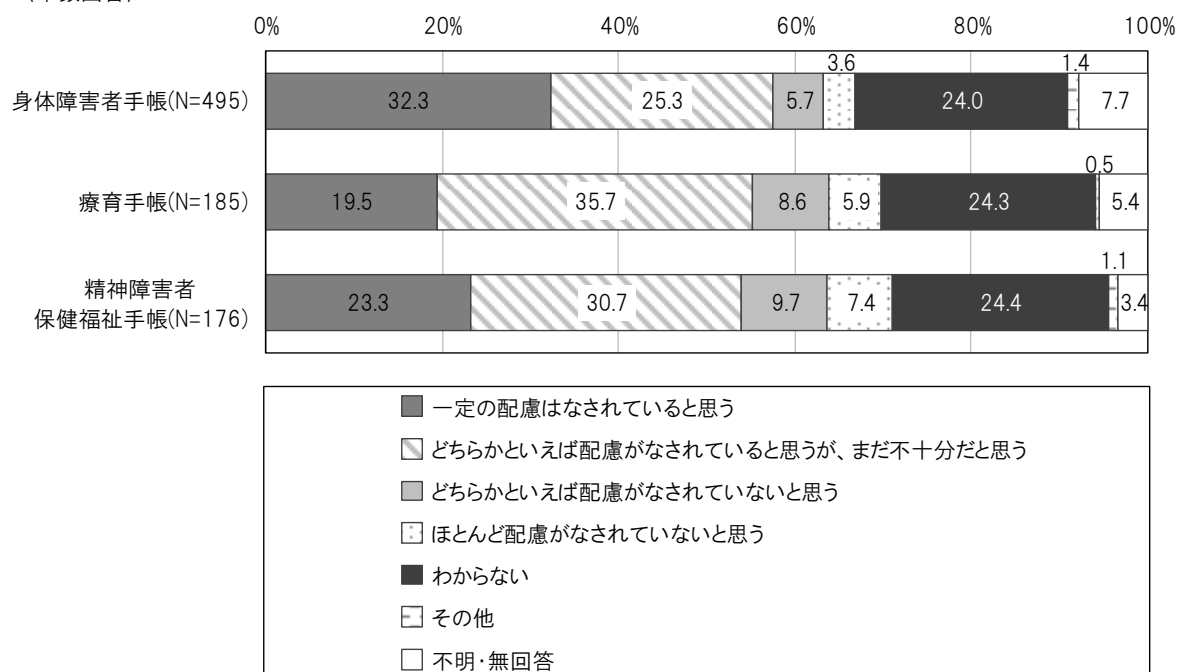
障がいのある人への配慮については、身体障害者手帳所持者は「一定の配慮はなされていると思う」が最も高くなっていますが、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者は「どちらかといえば配慮がなされていると思うが、まだ不十分だと思う」が最も高くなっています。

公共施設（市役所など）が高齢者や障がいのある人などに配慮されていると思うかについては、いずれの手帳所持者でも、「そう思う（『そう思う』『ややそう思う』の合計）」が４割台、「そう思わない（『あまりそう思わない』『そう思わない』の合計）」が２割台となっています。

成年後見制度については、いずれの手帳所持者も「名前も内容も知っている」が最も高くなっています。療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者は「名前も内容も知らない」が２割となっており、身体障害者手帳所持者に比べて高くなっています。

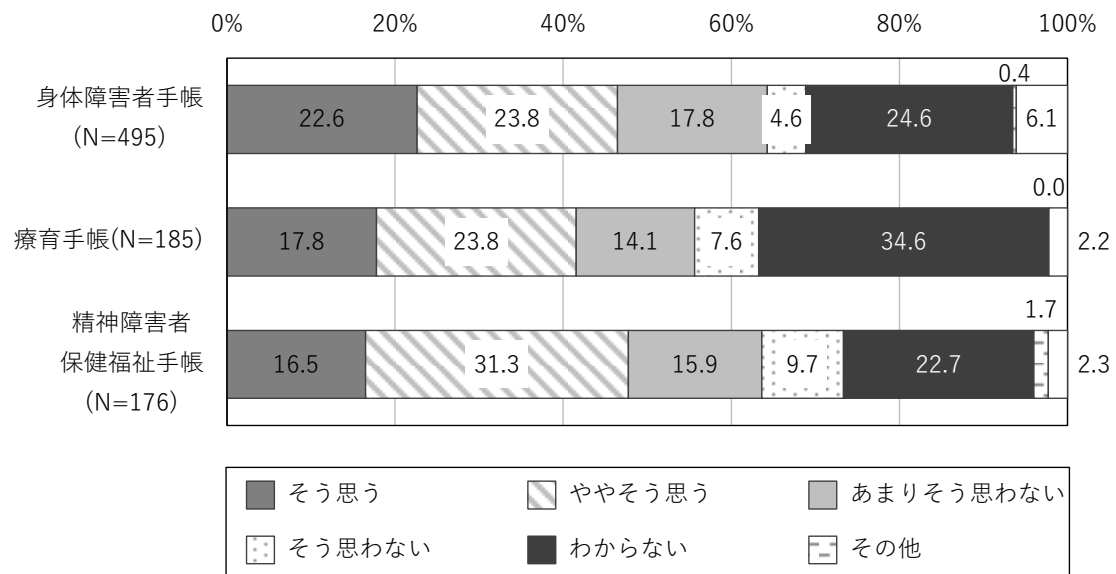
■障がいのある人への配慮の有無

〈単数回答〉



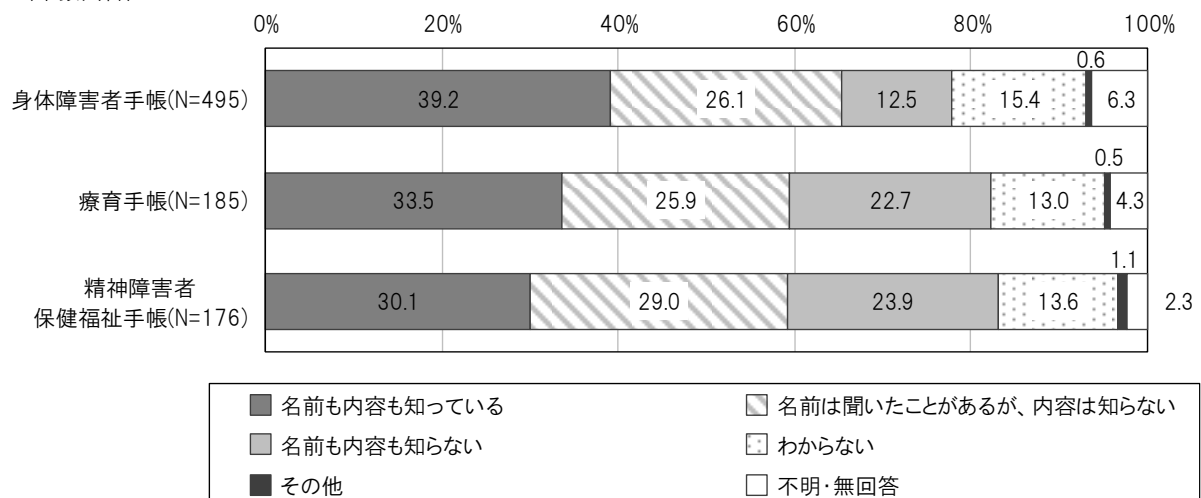
■公共施設が高齢者や障がいのある人に配慮されていると思うか

〈単数回答〉



■成年後見制度の認知度

〈単数回答〉

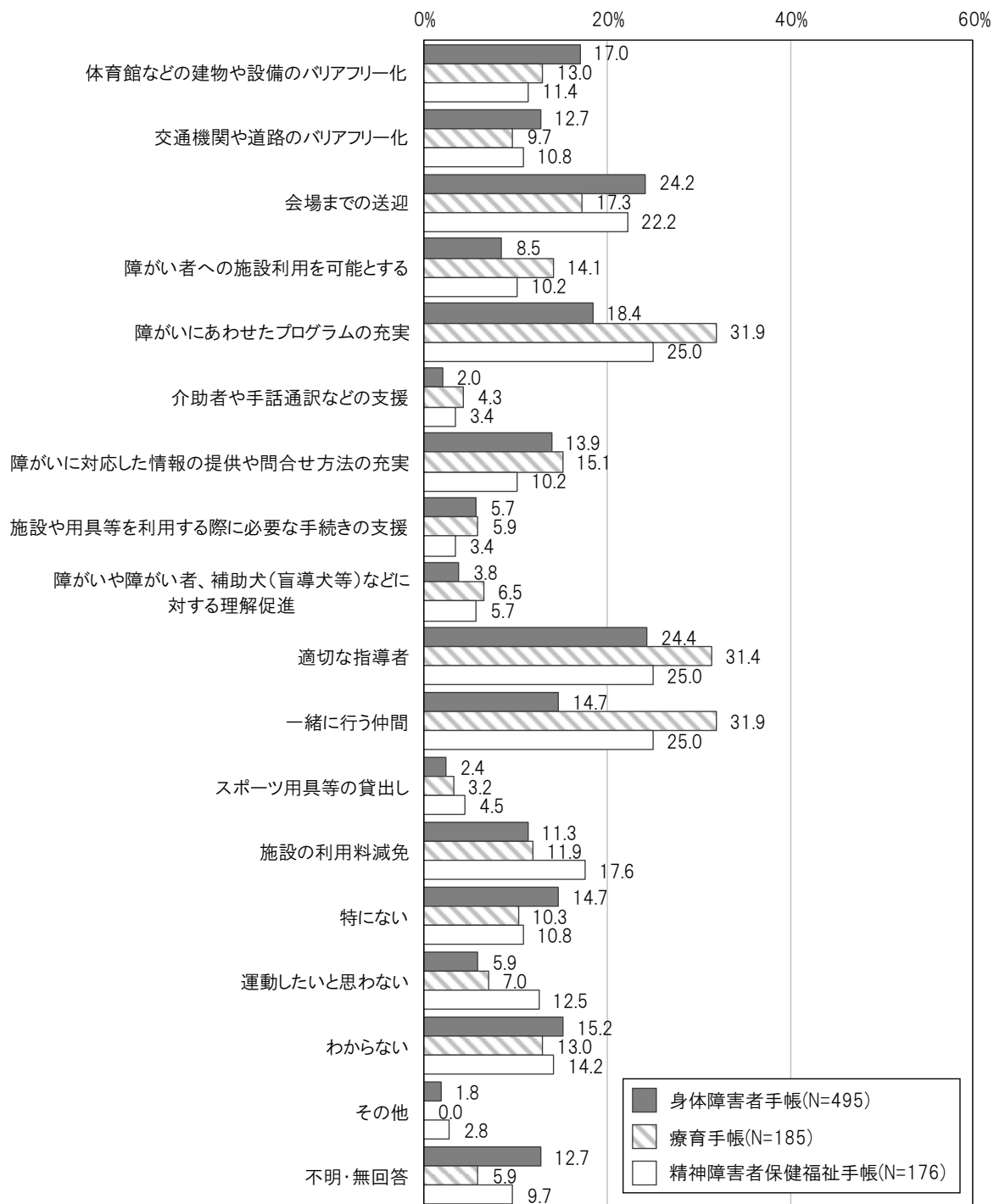


(9) 運動・スポーツについて

障がいのある人が運動・スポーツを行う際に必要な支援については、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者は「障がいにあわせたプログラムの充実」、「適切な指導者」、「一緒に行く仲間」が高くなっています。

■障がいのある人が運動・スポーツを行う際に必要な支援

〈複数回答〉



2 当事者団体・家族会調査結果からみる現状

※主な回答を抜粋しています

(1) 障がい福祉に関する現状や課題、今後の方向性について

現状や問題点、課題	解決のために取り組むこと
●合理的配慮の促進…交通信号を音の出る方式に変える。	●合理的配慮の促進のためには、個人だけでなく公的機関・企業・団体等にその必要性をPRしてほしい。
●ボランティア活動の推進…なかなか手を挙げてくれる人が少ない。	●ボランティアとして協力してくれる人を捜しているがなかなか見つからない。市報等で必要性を取り上げ啓蒙してほしい。
●障がい者間の交流は盛んに行われているが障がいのない人同士の交流が少ない。	●障がい者理解を深めていただくため、民生委員、福祉委員等とコミュニケーションが取れる場を作してほしい。
●市内のお店やコンビニなど、今はマスクの着用で口話が見れない状況もあり、7月～ビニール袋が有料となり、何を聞かれているのか、状況がつかめない方も多いと思う。	●お店やコンビニといった、必要とするコミュニケーション内容をイラストや簡単な文字で、ゆび差しができるボードの設置があれば、コミュニケーションの障壁を緩和することができると思う。
●行政の福祉サービスはかなり整ってきているが、その実行については、まだ恩恵にあずかれそうな人にまだ支援の手が届いていない。	●市民に福祉サービスをさらに知ってもらう必要がある。そのためには市の広報に力を入れると共に、「福祉サービス相談会」みたいなことを実施したらどうか。
●避難行動要支援者の登録率が極めて低く、いざという時に助けてもらえない。	●要支援者登録制度を知らない人が多いので市の広報を積極的に行う。民生委員経由で登録用紙を配り集めてもらう。
●災害時避難所では、情報共有が原則。音声だけの情報伝達でなく、手話通訳や要約筆記の手配も整えていく。視覚障がい者は、外見から判断できるが、聴覚障がい者は、申し出がないと気づかないことも多い。特に被災者への連絡や配付物などの行動を伴う場合は、障がい者が情報不足で置いていかれないような配慮が必要。	●避難所に、目で見てわかるボードを準備しておく。(食事の配布など) ●難聴者用の筆談ボードの設置。 ●日常からコミュニケーション方法は、音声だけでなくことを意識して、住民にも啓発していく。スマホのアプリ利用や文字での伝え方の技術(文字力)を、災害時に主体となる人は学んでおく。災害対策会議などにもコミュニケーション支援を行う団体は加盟し、情報を共有していくことを求めたい。
●避難行動要支援者避難支援制度がどれくらい活用されているのか。実際に動けるものになっているのか。現状が把握できているとは思えない。	●隣組単位での自主防災グループをつくる。日頃の見守りも兼ね、顔が見える関係で個別の対応を考えておくことができる。
●企業側に障がい者等を雇用する意欲がない。	●受け入れ側の理解を得るよう施設と企業の話し合いの場を市の音頭で開催する。 ●企業に対して、障がい者種別の合理的配慮がわかるパンフレットを作成し、配布する。(手話通訳と要約筆記の希望を確認するべき)
●寝たきりの障がい児がおられるが、現状がまったくわからない。お困りごとが色々おありだと思われる。	●本人と家族のみで悩まないで行政、社協、支援学校で手を差し伸べる。(定期的相談会を開催する)
●健康診断時の情報保障について。医師からの説明は、聞こえる立場でもわかりづらいこともある。難しい病名や医療用語など。	●健康診断時に本人が通訳者を手配しないと行けないが、実施する所が準備するべきだと思う。事前に申込書の欄に配慮する項目をつけるべきだと思う。(手話通訳・要約筆記)
●スポーツへの参加について、意欲はあるが参加の仕方がわからない。	●参加のためのパンフレットを作成。 ●ヨガや水泳など障がい者向けの教室を開発する。
●芸術鑑賞などの展示館では、ほとんどが音声文字による解説だったりする。聞こえない人は音声はもちろん、文字の読み書きが苦手な方もいる。	●タブレットによる解説の場合、手話付きがあればいいと思う。字幕か手話と選べたりできるとよい。

(2) 障がい福祉サービスの提供について

◇不足していると思うサービス

単位：件、%

サービス名	回答	サービス名	回答
居宅介護（ホームヘルプ）	-	地域移行支援	-
重度訪問介護	-	地域定着支援	-
同行援護	2(33.3)	児童発達支援（医療型児童発達支援）	1(16.7)
行動援護	-	放課後等デイサービス	-
重度障害者等包括支援	1(16.7)	保育所等訪問支援	-
生活介護	1(16.7)	居宅訪問型児童発達支援	1(16.7)
自立訓練（機能訓練、生活訓練）	2(33.3)	成年後見制度利用支援	-
就労移行支援	-	相談支援	-
就労継続支援（A型・B型）	-	手話通訳・要約筆記者派遣	2(33.3)
就労定着支援	-	入院時コミュニケーション支援	-
療養介護	-	日常生活用具等給付	1(16.7)
短期入所（ショートステイ）	1(16.7)	移動支援	1(16.7)
自立生活援助	1(16.7)	地域活動支援センター	-
共同生活援助（グループホーム）	3(50.0)	日中一時支援	-
施設入所支援	1(16.7)	訪問入浴	-
計画相談支援・障がい児相談支援	-	重度障がい者等入院時コミュニケーション支援	-

◇早急に確保すべきサービス、確保に向けたアイデア

特に確保を進めてほしいサービス （名称）	不足していると感じる理由、確保に向けた アイデアなど
交通信号の音声化	計画的に実施してほしい。
相談会	医療、保健、リハビリ、福祉サービス全般に関する相談会を年2回程度開催したい。
障がい者、障がい者施設向け防災学習会	福祉ネットワーク会議で学習の機会を。（協議会で行った調査結果を皆さんに報告することはできる）
同行援護	いつでも、どこへでも利用できるサービス。
グループホーム	障がいを共に乗り越え、共に生活できる場が不足している。
遠隔手話（要約）通訳事業	タブレットの準備、ネット環境の整備。
ショートステイ	利用したいと思い調べたが受けてくださる所がありませんでした。

3 事業所調査結果からみる現状

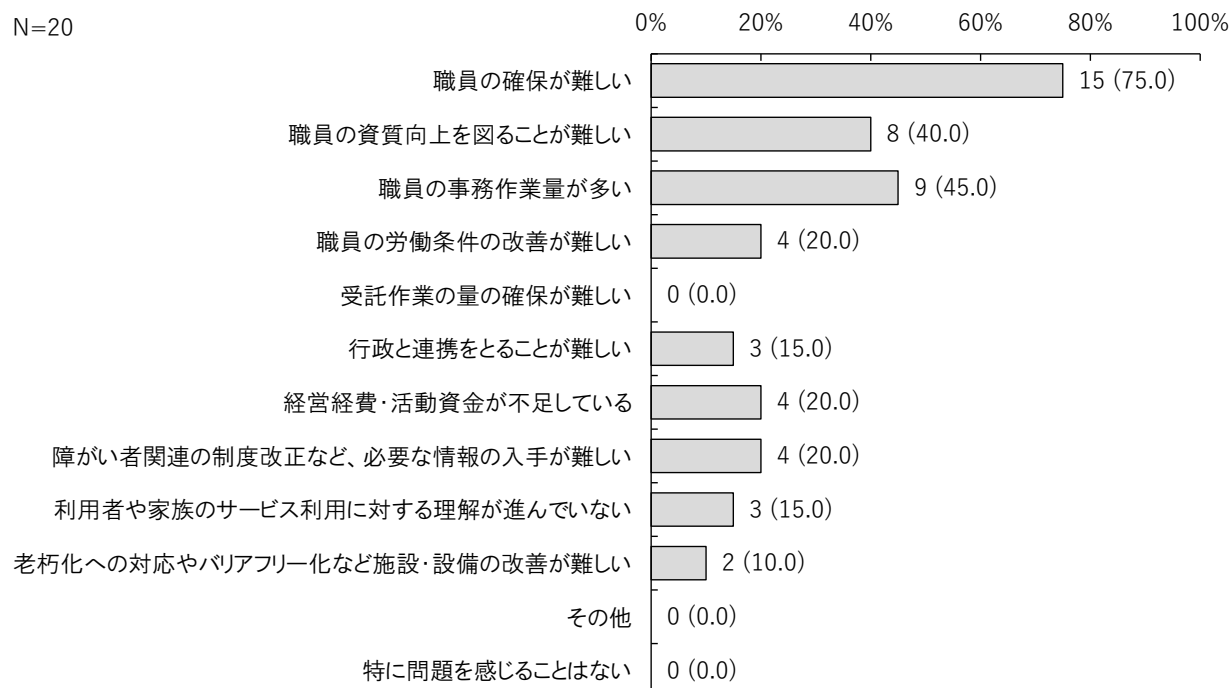
(1) 活動上の課題や今後について

事業の運営を進めていく上での課題や問題についてみると、「職員の確保が難しい」が15件(75.0%)と最も高く、次いで「職員の事務作業量が多い」が9件(45.0%)、「職員の資質向上を図ることが難しい」が8件(40.0%)となっています。

事業を運営する中で、連携・協力している機関や団体についてみると、「専門機関や事業者等」が17件(85.0%)と最も高く、次いで「NPOやボランティア等」が6件(30.0%)、「ご近所や地域組織等」が5件(25.0%)となっています。

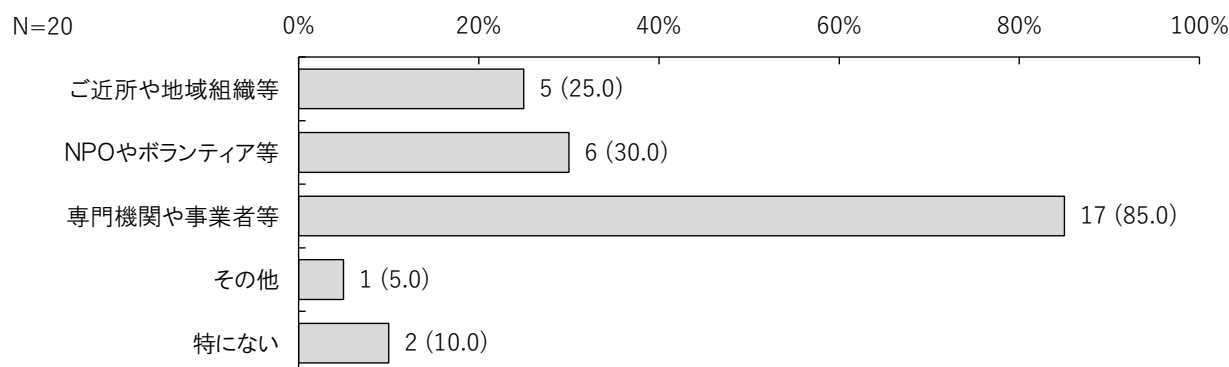
■事業を進めていく上で感じる課題や問題

単位：件(%)



■連携・協力している機関や団体

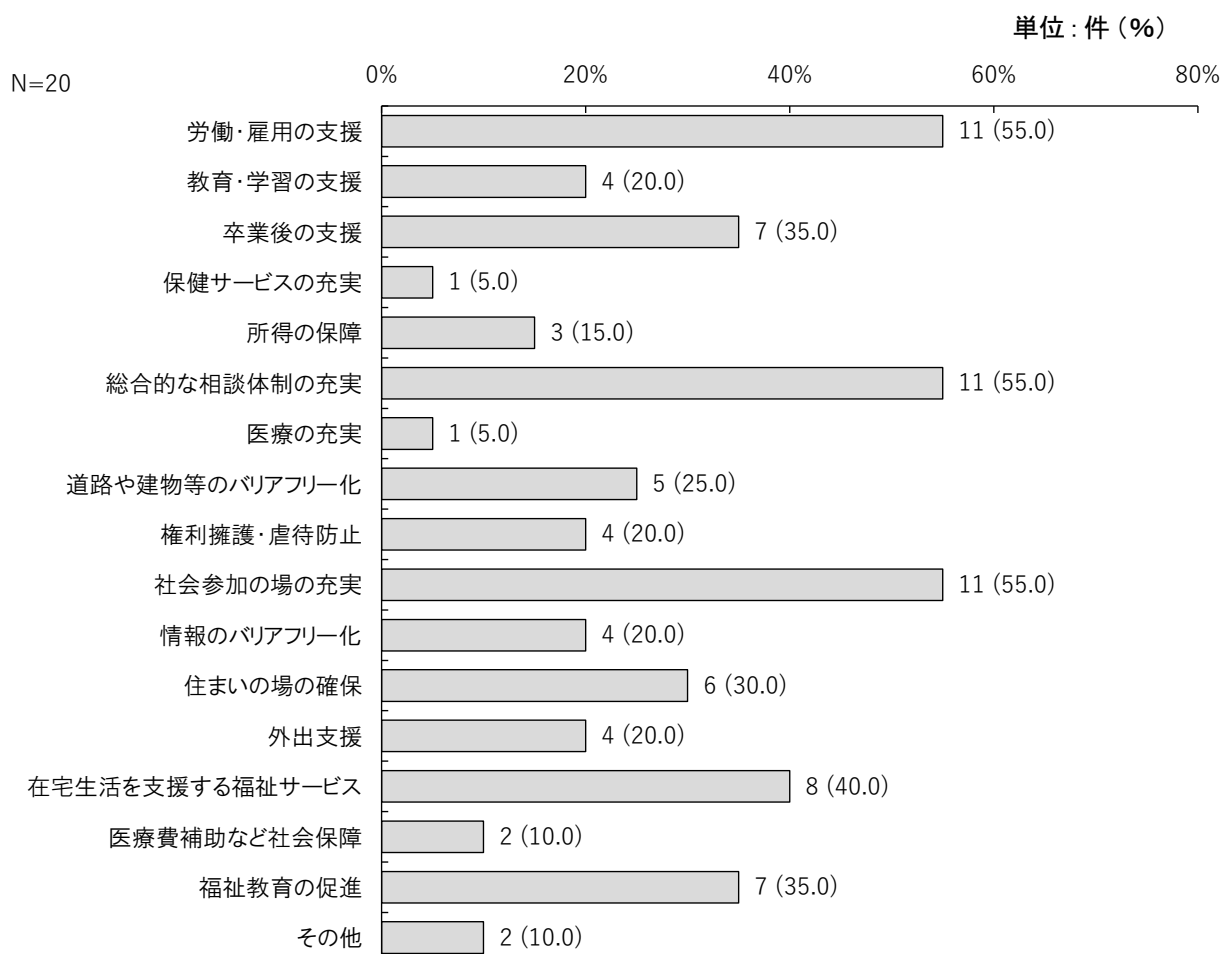
単位：件(%)



（２）太宰府市の障がい福祉について

太宰府市が障がいがあっても暮らしやすいまちになるために、重点的に取り組むことが必要な分野についてみると、「労働・雇用の支援」「総合的な相談体制の充実」「社会参加の場の充実」が 11 件（55.0%）と最も高く、次いで「在宅生活を支援する福祉サービス」が 8 件（40.0%）、「卒業後の支援」「福祉教育の促進」が 7 件（35.0%）となっています。

■障がいがあっても暮らしやすいまちになるために重点的に取り組むこと



◇障がい福祉を進めていくために必要なこと

※主な回答を抜粋しています

労働・雇用の支援
●卒業後の支援がまだまだ充実しておらず、情報も少ないため、市、学校、事業所間の関係の拡大。
●安心して自分に合った環境での就労について、年齢問わず総合的な支援窓口があればよいと考える。
●卒業後の進路の選択肢が非常に少ないので情報共有できる場を（学校も含め）作ってほしい。
●切れ目のない支援ができるよう 18 歳までの児童福祉法によるサービスと就労支援関連の事業所がつながりやすくなる工夫が必要。
●障がい者を雇用したいと思う雇用者側にも不安があり、また相談できる場所もなければ継続が難しい。まずは企業を含めた異業種交流を。
教育・学習の支援
●教育機関と福祉の連携。学校とデイサービス、幼稚園、保育園と児童発達支援。
卒業後の支援
●卒業後の情報がいただけるよう法の枠を超えたシステムがあるとよい。
●生活介護、就労 B、A 等の帰宅時間が早いので、その後の支援をどうにかしてほしいと言う声をよく聞く。
所得の保障
●財政状況によりますが、市単独の財政支援。（ベーシックインカムのような方法）
総合的な相談体制の充実
●同じ障がいを持つ人たちとコミュニケーションの場がない。また、性的悩みを持つ人の相談場所がない。
●相談員がいない利用者さんが、太宰府では多い。問題等があった時、介入できる人がいないので、困っている利用者の方は多くいると思う。
●相談支援をしていて、ご本人だけでなく父・母・家族に支援が必要なことがある。そういう時に必要な関係機関が協力して、チーム支援ができる体制が必要。
●相談ができない埋もれた方々への支援の働きかけが必要。アウトリーチなどの動きある相談と、それを受ける相談機関の窓口の設置。
道路や建物等のバリアフリー※化
●観光客が多く、車イスの人は外出するのでさえ大変な気がする。今は減少していると思うが、車イスの人でも通りやすいように工夫すべきだと思う。
権利擁護※・虐待防止
●“心のバリアフリー”とよく言われるが、人権意識の全体的な向上と虐待防止のための啓発をすすめなければ、暮らしやすいまちとはいえないと思う。
社会参加の場の充実
●卒業後のみならず、障がいを持つ人々が社会の協力のもと、自信を持って活躍できる場がほしい。学生時代からの取り組みとしても求められている。
●障がい者、精神、知的障がい者などが個々の性格や性質にあった作業所が少ない気がする。
●障がいがある方とない方が参加できるイベントの開催など、多くの方が交流できる機会。
●大人の利用者さんとともにちょっとしたイベントにも参加したいが曜日、種類も少ない。
情報のバリアフリー化
●事業者、利用者、地域関係団体間の情報共有整備をお願いしたい。
●制度の簡素化。情報共有（正確性、最新性）の仕組み。→ネット等によるデータベース統一とリアルタイム更新。
住まいの場の確保
●親亡き後、1人で生活できない人を受け入れる所。グループホームや入所施設が少ない。

外出支援
●移動支援の対象者の見直し、施設利用者に対する取組。
在宅生活を支援する福祉サービス
●聴覚、視覚障がいの方々が安心して生活できる環境が少ないと感じている。グループホームもないのが現状。
●家族がいるから、家族で介護できるというのは、現状の共働き家庭や兄弟児がいる家庭では厳しいと思う。入浴だけでも毎日入れるよう支援（支給時間）をしてほしい。
●家族負担による支援の軽減のためにも、在宅支援は必要であり、個々の生活状況やこれから先の生活不安と一緒に考えるホーム相談が継続的に行われる体制。
医療費補助など社会保障
●中学生までの医療費免除。
福祉教育の促進
●福祉教育促進において、障がい者の持つ個性に伴う知識やスキル向上などもっと必要と感じている。手話、点字も含む。
●小中学生の体験学習など最近は積極的ですが、「ユニバーサル」の考えをもとに誰もが暮らしやすいまちづくりをするには、教育は不可欠なものと思う。
●学童期から障がいの事を理解できる教育や、障がい者と触れ合う機会が増えることが望ましい。

（３）その他

◇新型コロナウイルス感染症の影響と今後の課題 ※主な回答を抜粋しています

障がいのある子どもへの支援に関すること
●放課後等デイサービス運営において、学校との連携が重要かと思う。今回の臨時休校時の対応等、苦慮した。（太宰府市隣接地区等、学校単位により休校等の対応の違い等）
●放課後等デイサービスなど、児童生徒が利用するサービスでは、3密を避ける工夫に大変苦労した。マスクの着用が難しい子、十分な手洗いができない子、外出をしないと落ち着かない子など様々。今後、密にならない環境で活動をするために、とびうめアリーナ等の広いスペースを事業所単位で利用できるとよい。
緊急事態宣言、感染症流行下での支援方針の統一
●児童・生徒たちの発達に滞りがないよう在宅支援を充実させたが、国や県・市の在宅支援に対する指針が明確でなく、事業所ごとに考え方、捉え方が異なっていた。子どもたちのために今後、感染拡大や非常事態宣言下での支援の在り方など、統一した方針が必要である。
●利用者の方々の不安軽減のために緊急事態宣言時のB型の在宅支援は大変有益性であったと感じた。しかし、グループホームなど集団生活での発症を想定するとどの様な対策、対応が必要かが見えない。自立支援協議会などで、保健所を交えた、発症時の対策、対応のマニュアルなどを考案していただきたい。
その他、関係機関との連携や支援にあたっての課題
●業務を行うにあたり、会議の招集に困る。オンラインでの会議など安全かつ、効率的な会議開催を希望する。行政の支援として、リモートで会議参加できるデバイス等を設置した場所を設けるなど、各機関との連携が円滑に図れる体制を求める。
●ひとり暮らしの利用者の方もいるので、感染してもわからない、もしくは言わない（介助者が必要なため）ケースもあると思う。また、職員一人でも感染者が出てしまうと、今度は逆にサービスに行くことができない。ひとり暮らしの利用者さんの場合、どこに相談すべきか、どのように対応すべきか教えていただきたい。
●今回のコロナに対する給付金が設けられているが、すべての給付金対象条件が「前年度の同月より減収した…」とある。当事業所は売上を上げるように努力しているので、昨年度と比較すると減収はしていないが目標通りには上がっていない。行政の（国の）支援と現場の現状とが食い違うことが多く、何の対象にも当てはまらずに困っている。
●外出自粛を求められる状況の中で、支援に行かないと事業所は存続ができなくなるが、移動支援で外出に行くことも厳しいので非常に悩ましく思う。

第6節 課題の整理

1. 権利を守っていきます

【障がいのある人への理解促進】

広報や情報媒体、講演会、学校教育等を通じて、障がいのある人に対する理解と認識を深める取組を進めてきました。アンケート調査では、日常生活において差別や偏見を感じたり、疎外感があるかどうかについて、「よく感じる」割合が前回調査時よりも1.6ポイントとわずかですが減少しました。「まったく感じない」割合も3.3ポイント上昇し、少しずつですが、障がいのある人に対する理解が進んでいる状況がうかがえます。

また、教育分野では、学校や保育所・幼稚園で生活を送るうえで必要だと思うことについて、「障がいのある子ども一人ひとりの特性に応じた配慮」が高くなっています。今後は、子どもたちが体験を通して障がいの特性を学べる機会づくりや教職員等指導者への理解促進を強化することが求められます。

しかしながら、日ごろの生活で障がいのある人への配慮について、不十分だと感じている人や、配慮がなされていないと感じる人が4割程度おり、さらに障がいのある人への理解を促進する取組が求められます。

【合理的配慮についての周知・啓発】

アンケート調査では、公共施設（市役所など）が高齢者や障がいのある人に配慮していないと感じている人が2割程度になっています。当事者団体調査では、視覚障がい者のために横断歩道に音で知らせる信号機を設置することや、話せなくてもイラストや文字を指してコミュニケーションができるボードを商業施設等に設置するなど合理的配慮を求める声が挙がっています。生活のあらゆる場面で合理的配慮が受けられるように、市民や事業者に対する周知・啓発が求められます。

2. 自分らしい自立した生活を支援していきます

【必要な人に必要な情報を届けるための情報提供】

アンケート調査では、福祉サービスの情報の入手について、身体障害者手帳所持者と療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者はそれぞれ、情報の主な入手方法が異なります。また、前回調査時よりも「インターネット」が増えています。障がいの内容に応じた情報提供のあり方や、アクセスしやすい情報ツールを検討していく必要があります。

また、アンケート調査では、サービスを利用するときの困りごとについて、「どんなサービスがあるのか知らない」が27.0%となっています。団体調査では「福祉サービス相談会のようなものを実施してはどうか」という提案もありました。必要な人に必要な情報が届くように、情報提供について研究する必要があります。

【住み慣れた地域で自立した生活を送るための住まい・支援の充実】

アンケート調査では、福祉サービスの利用について、ごくわずかですが、「使いたいサービスが使えなかった」、「支給量が少ない」の回答があります。団体調査では、特に「共同生活援助（グループホーム）」や「同行援護」、「自立訓練（機能訓練、生活訓練）」、「手話通訳・要約筆記」が不足していると回答しています。そのように感じる背景や理由を分析し、適切に利用できるようにすることが求められます。

アンケート調査では、生活の中で困っていることや不安なことについて、療育手帳所持者の36.2%、精神障害者保健福祉手帳所持者の31.3%が「将来的に生活する住まい、または施設があるかどうか不安」と回答しています。また、日常生活自立支援事業※「ほのぼのサービス」について、「名前も内容も知らない」が半数以上となっています。住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、住まいの確保や生活援助の充実に向けた取組を推進することが求められます。

【障がいの特性を理解した医療の提供】

アンケート調査では、保健・医療について、療育手帳所持者の10.3%が「障がいが理由で治療や健診が受けにくい」と回答しています。その他回答で、「自閉症でコミュニケーションが難しく、本人の不安を軽減させながら上手に対応してくれる医療機関がない」や、「体調を伝えることが苦手なため、初めて行った病院の先生にうまく伝えることができない」などが挙げられています。医師や医療機関のスタッフが障がいの特性を理解した対応が行えるような啓発が求められます。

また、新型コロナウイルスの感染が懸念されるなかで、発熱や感染症で受診する際の付き添いや介助のあり方について、「介助者が不安を感じる」という声が団体調査の中で挙がっています。一人では受診できない人の介助が課題になっています。

【障がい者が継続して就労できる環境づくり】

アンケート調査では、障がいのある人の就労について、66.0%が「現在仕事はしていない」と回答しています。働く場合に希望する配慮について、「職場内で障がいに対する理解があること」が21.7%、「障がいに合わせた働き方ができること」が20.8%となっています。当事者団体調査では、「障がいの種類別に合理的配慮を示したパンフレットを作成し、企業に配布してはどうか」という提案があり、事業所調査では、企業が障がい者を雇用する不安を払拭できるような交流の機会を求める提案がありました。事業者に対し、障がい者雇用について理解を促すことで、多様な職種や多様な働き方ができる職種・職場を開拓するとともに、障がい者が継続して働くことができる支援が求められます。

【災害時の支援体制と感染症対策】

アンケート調査では、災害時の避難について、療育手帳所持者の48.1%が「避難所の場所は知らないし、一人では避難できない」と回答しています。また、避難時に手助けしてくれる人について、精神障害者保健福祉手帳所持者の18.2%が「手助けしてくれる人はいない」と回答しています。避難行動要支援者の把握に努めるとともに、地域で自主防災グループを立ち上げるなど避難に手助けが必要な人を支援する仕組みづくりを進めることが求められます。

市では、市内の福祉施設と福祉避難所の協定を結び、災害時における障がい者の避難場所の確保を進めていますが、団体調査では、「視覚障がいの方は、見た目でわからず、災害時に気づいてあげるのが遅れてしまう可能性が大きい」や、「聴覚障がい者は申し出がないと気づかないことも多い」という意見があり、災害時に視覚や聴覚に障がいのある人が必要な情報を得ることができるよう、体制づくりが求められます。

また、新型コロナウイルスの感染が広まるなかで、マスクを着用する人が増え、聴覚障がい者が口の動きで言葉を認識することが難しくなっています。当事者団体調査では、フェイスシールドの普及を求める声が挙がっています。事業所調査では、新型コロナウイルス感染対策を講じながら、障がいのある人の日中活動続けることに苦労している様子がうかがえます。障がいのため、マスク着用や密集を避けることを理解できない人もいるなかで、感染症対策と活動の両立が課題になっています。

3 社会参加の機会を充実していきます

【障がいのある子どもとその家庭への支援】

小中学校の特別支援学級在籍児童数は年々増加しており、全校児童数に占める割合も高くなってきています。本市では、障がいのある児童生徒の増加に伴い、小中学校の通級指導教室の設置を進めるなど、障がいの有無にかかわらず、ともに学べる環境づくりを推進してきました。今後は、保健センターや子ども発達相談室と連携しながら、必要な支援を行える体制づくりが必要です。引き続き、子どもや保護者などの個々の状況に応じた相談支援をていねいに進めることが求められます。

【多様な活動機会の充実】

障がいのある人の文化・芸術活動について、当事者団体調査では、芸術鑑賞等の展示館の解説が音声や文字のため、視覚障がい者や聴覚障がい者が情報を入手できないという指摘があり、様々な方法による情報伝達が求められます。

アンケート調査では、日中の過ごし方について、「趣味をしている」という精神障害者手帳所持者は 32.3%ですが、療育手帳所持者は 10.2%となっています。事業所調査では、障がいのある人が気軽に参加できる場やイベントの開催を求める声があり、障がいのある人が余暇活動を楽しめる機会の確保が課題になっています。また、障がいへの理解促進のために必要なことについて、「地域の行事や集まりに障がいのある人が参加しやすくする工夫」が身体障害者手帳所持者で高くなっています。地域への理解促進とあわせて、障がいのある人が、地域活動に参加するきっかけづくりが必要です。

アンケート調査では、スポーツについて、「全くしていない」が 40.3%となっています。障がいのある人が運動・スポーツを行う際に必要な支援について、療育手帳所持者は「障がいにあわせたプログラムの充実」や、「一緒に行く仲間」、「適切な指導者」が高くなっています。本市では、スポーツ施設のバリアフリー化等に取り組んでいますが、障がいの特性に応じた指導者の育成やプログラムの研究などが求められます。

【誰もが暮らしやすいまちづくり】

アンケート調査では、外出するために充実してほしいことについて、「歩道・建物、乗り物などの段差が解消されること」や、「駅やバス停、歩道におけるベンチなどの設置」、「階段の手すり」、「ゆっくり安全に渡れる横断歩道」が高くなっています。本市では、「福岡県福祉のまちづくり条例」に則ってユニバーサルデザイン※化を進めるとともに、歩道を整備する際には視覚障がい者誘導ブロックの設置を進めています。引き続き、計画的に誰もが暮らしやすいまちづくりを進めることが必要です。

第 3 章 計画の基本的な考え方

第 1 節 基本理念

本市では、平成 18 年度に策定した「太宰府市障害者プラン及び障害福祉計画（人権と福祉のまちづくり計画）」のなかで、障がいの有無や程度、年齢、性別などに関係なく、誰もが人間としての尊厳と人権が尊重され、地域社会のなかで共に豊かに暮らせる『人権と福祉のまちづくり』をめざすことを掲げました。以降、第 2 次プランから第 4 次プランにおいてもこの基本理念を継承しながら、さまざまな施策をすすめてきました。

本計画においても、引き続きこの基本理念を掲げ、障がいのある人もない人もすべての人々がお互いを理解し尊重しあいながら、共に幸せに暮らせるまちづくりをめざします。

《基本理念》

みんなで支え合い 共に幸せに暮らせる 人権と福祉のまちづくり

第2節 基本目標

基本理念の実現に向けた本計画の基本目標として、以下の3つの目標を設定します。

権利を守っていきます

すべての住民が、障がいがあってもなくても分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、一人ひとりが個人として大切にされ、さらに、障がいのある人が、行政サービスなどでの権利を円滑に行使するため、適切な配慮を受けることができるよう、障がいのある人たちの権利を守っていきます。

自分らしい自立した生活を支援していきます

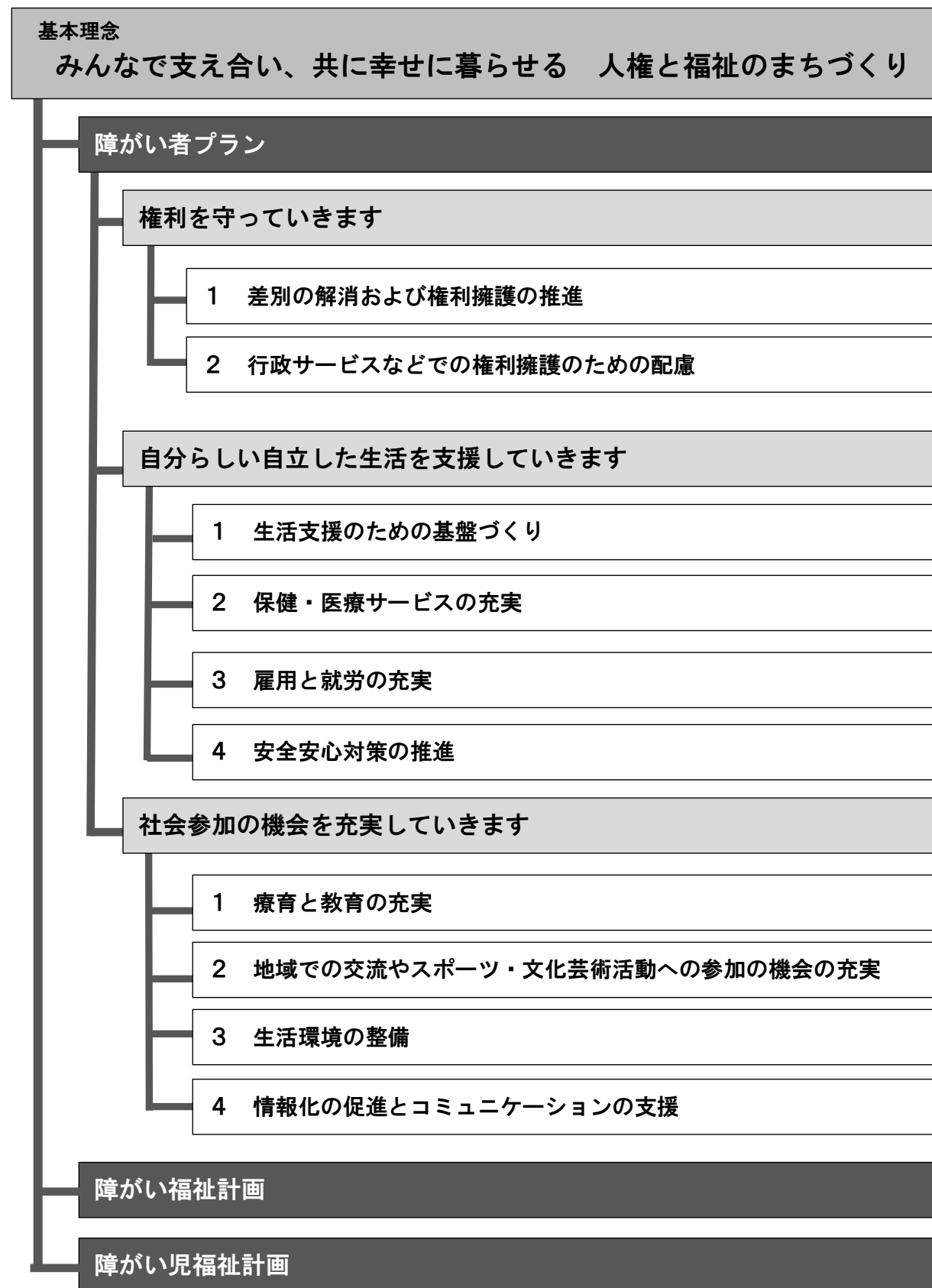
障がい福祉サービス事業所などと連携を図り、障がいのある人の生活支援の基盤づくりをすすめます。また、保健や医療の面について安心感を持ちながら、仲間と共に働き、活動することや災害時などにも強い不安を感じることなく、安全に安心して生活することができるよう、障がいのある人たちの自分らしい自立した生活を支援していきます。

社会参加の機会を充実していきます

適切な療育と教育の機会や地域での交流の機会、スポーツ・文化芸術活動への参加の機会を充実させることで、家庭、学校、地域等の各場面において、障がいのある人が担い手の一人としてより活躍できる社会づくりを目指します。また、ユニバーサルデザイン化をすすめるなど、障がいのある人が生活や活動しやすい環境整備を行います。

さらに、情報を入手したり、伝えたりすることを、より簡単で便利にしていくことで、障がいのある人たちの社会参加の機会を充実していきます。

第3節 施策の体系



第4章 第5次障がい者プラン

第1節 権利を守っていきます

1. 差別の解消および権利擁護の推進

施策の方向性

すべての住民が、障がいがあってもなくても分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、一人ひとりが個人として大切にされる「共生社会」の実現をめざします。そのために太宰府市では、

- ① 障がいや障がいのある人に対する理解を深めるための取り組みを進めます。
- ② 障がいを理由とする差別の解消を進めます。

具体的な施策

(1) 障がいや障がいのある人に対する理解の促進

取り組み内容
住民や事業者などが、障がいや障がいのある人に対する正しい理解と認識を深めることができるよう、多様な広報・情報媒体を積極的に活用します。
障がいや障がい福祉に関する住民や事業者などの理解を深めるための講演会やイベントなどを実施します。
地域でともに学び、ともに育つ教育・保育環境の中で、児童生徒が障がいや障がいのある人に対する正しい理解と知識を深めることができるよう、幼児教育や学校教育において、体験を通じた人権教育や福祉教育を進めます。

(2) 障がいを理由とする差別の解消の推進

取り組み内容
障害者差別解消法について、法の趣旨・目的などに関する効果的な広報啓発活動、相談・紛争解決体制などの整備に取り組むとともに、障がいを理由とする差別の解消の推進に取り組みます。
障害者雇用促進法に基づき、障がいの有無にかかわらず、均等な機会や待遇の確保、さらに、障がいのある人の有する能力が有効に発揮できるための取り組みを促進します。

2. 行政サービスなどでの権利擁護のための配慮

施策の方向性

障がいのある人が行政サービスなどでの権利を円滑に行使するため、適切な配慮を受けることができる「共生社会」の実現をめざします。そのために太宰府市では、

- ① 障がいのある人の権利擁護のための取り組みをすすめます。
- ② 市役所における事務や事業のなかで存在する社会的障壁を除去するとともに、選挙での障がいのある人に配慮した投票環境を整えます。

具体的な施策

(1) 人権や権利を擁護するための仕組みづくりの推進

取り組み内容
障がいのある人の人権や権利擁護を推進するため、関係機関や団体と連携しながら、人権相談や法律相談などの相談体制の充実を図ります。
障害者虐待防止センター※の機能を強化し、相談体制などの充実を図りながら、障がいのある人に対する虐待の防止や早期発見などをすすめます。
成年後見制度利用促進基本計画の策定状況に応じて、関係機関などと連携しながら、障がいのある人の人権や権利を擁護する成年後見制度の普及啓発と利用促進を図ります。
判断能力が十分でないため適切な福祉サービスを利用することが困難な障がいのある人に対して、福祉サービスの適切な選択と利用、日常的な金銭管理などを支援するため、関係機関と連携して日常生活自立支援事業「ほのぼのサービス」の普及啓発と利用促進を図ります。
福祉サービス利用者などからの苦情について、関係機関と連携して福祉サービス苦情解決委員会などの苦情解決システムを活用することにより、福祉サービス利用者などの権利擁護および福祉サービスの向上に努めます。

(2) 市役所等の事務や事業における権利擁護のための配慮

取り組み内容
市職員などに対し、障がいや障がいのある人についての理解を深めるため、必要な研修を実施し、障がいのある人への配慮の徹底を図ります。
市役所における事務や事業の実施にあたっては、障害者差別解消法に基づき、障がいのある人が必要とする社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮を行います。
障がいのある人へ伝える案内文書や広報などについては、障がいの特性に応じて、ファックスや電子メールなどの電子媒体、録音媒体などを活用し、わかりやすい情報提供をすすめます。
投票所での段差解消や会場内の配置を誰もが移動しやすい環境となるよう工夫するなど、投票環境の向上に努めます。

第2節 自分らしい自立した生活を支援していきます

1. 生活支援のための基盤づくり

施策の方向性

障がいのある人の生活支援のための基盤づくりをすすめ、自分らしい日常生活または社会生活が営むことができる「共生社会」の実現をめざします。そのために太宰府市では、

- ① 生活を支援する情報提供や相談支援体制を充実させるとともに、障がい福祉サービスなどによる生活支援の充実を図ります。
- ② 障がいのある人が困りごとを相談できる相談支援体制の充実に努めます。
- ③ 障がいのある人が住み慣れた地域でいきいきとした生活を送ることができるよう、サービスの充実に努めます。
- ④ 施設に入所している人や入院中の精神障がいのある人の退院や地域移行を促進するための環境整備を進めます。

具体的な施策

(1) 生活を支援する情報提供の充実

取り組み内容
市の広報紙やインターネット、冊子やパンフレットの配布、情報を記録した録音媒体の提供など、障がいの特性に応じた多様な広報・情報媒体を通じて、障がい福祉に関するサービスや各種支援制度などの内容をわかりやすく紹介し、障がいのある人やその家族が、自分に合ったサービスを適切に選択でき、利用できるよう、情報提供の充実を図ります。

(2) 生活を支援する相談支援体制の充実

取り組み内容
障がいのある人やその家族、高齢化する介護者などが抱えるさまざまな困りごとや悩みごとに対し、的確かつ迅速な相談支援ができるよう、市内や近隣地域の関係機関との連携を強化しながら、相談支援体制の充実に努めます。

取り組み内容
相談支援にかかわる市職員の専門的知識の充実や障がい福祉相談員の適正配置をすすめるとともに、行政機関や医療機関、障がい福祉サービス事業所などの保健・医療・福祉・教育・就労などの専門職の連携強化を図ります。
相談者にとって必要と思われる支援を積極的に紹介し、相談者の自己選択・自己決定を促すていねいな意思決定支援を実践します。
市役所だけでなく、身近なところで相談支援ができる体制の整備を図っていくとともに、当事者や家族の団体による相談活動の取り組みを支援するなど、障がいのある人やその家族が、より相談しやすい環境づくりをすすめます。

（３）生活を支援するサービスの充実

取り組み内容
障がいのある人が住み慣れた地域でいきいきとした生活を送ることができるよう、関係機関や障がい福祉サービス事業所、当事者やボランティアの団体などと連携を図りながら、社会参加や社会活動を促進するための日中活動の場や機会の充実を図ります。
障がいのある人が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、住まいと生活の場の確保と、金銭管理などの生活援助の充実を図ります。
障がいのある人の生活の支援や、社会参加をより円滑にするため、移動支援の充実を図ります。
地域での安定した安心な生活を送れるよう、生活保護制度や生活困窮者支援制度を適切に運用していくとともに、日常生活用具*や補装具*、各種手当などの給付や、医療費の助成などを行います。
障がいのある人を支援する家族の休息の機会や、家族同士で悩みなどを気軽に語り合える交流の場や機会について、関係機関と協力しながら、充実を図ります。
感染症流行下において、事業所で「新しい生活様式」を実践していただくために、関係機関や市関係部局との連携を図ります。さらに、必要なサービスを提供するための体制の構築に取り組みます。

（４）地域生活への移行・定着支援の充実

取り組み内容
病院や施設からの退院もしくは退所が可能な障がいのある人が、本人の希望に沿って円滑に地域生活に移行し、定着するための支援をすすめます。

2. 保健・医療サービスの充実

施策の方向性

保健や医療の面について安心感を持って地域社会での生活を続けていくことができる「共生社会」の実現をめざします。そのために太宰府市では、

- ① 障がいの原因となる疾病などの予防・治療をすすめ、健康管理を支援します。
- ② 精神障がいのある人への理解を促進するとともに、地域で安心して暮らすための支援体制づくりをすすめます。
- ③ 難病患者の方の障がい福祉サービスの利用を促進します。

具体的な施策

(1) 障がいの原因となる疾病などの予防と保健・医療サービスの充実

取り組み内容
障がいの原因となる疾病などを予防し、生活習慣病の早期発見・早期治療を図るため、健康診査の受診や健康教育、健康相談などの事業の充実に努めます。
障がいのある人の健康づくりを支援するため、受診しやすい健診体制の整備や、障がいの特性に応じた支援や配慮のなかで保健・医療サービスを受けることができる環境づくりに努めます。
医師や医療機関のスタッフが障がいの特性を理解した対応が行えるよう、市内医療機関等への啓発を進めます。

(2) 精神保健・医療施策の推進

取り組み内容
精神障がいに対する正しい理解を促進するために、講演会や刊行物の配布などの広報活動を通して、普及啓発に努めます。また、うつ病などの早期発見と早期受診は自殺対策の観点からも重要であり、住民への普及啓発や相談支援の充実に努めるとともに、筑紫保健福祉環境事務所、精神科医療機関や他の医療機関との連携をすすめます。
精神障がいのある人が地域で安心して暮らせるよう、地域活動支援センター [※] や相談支援事業所などによる日常的なかわりなどとともに、関係機関と連携した支援体制づくりをすすめます。
筑紫保健福祉環境事務所・医療機関と連携して長期入院患者やその家族に対し、福祉サービスや地域移行後の支援体制等の情報を提供します。それにより、本人が退院によるイメージを持ち、地域移行への意欲が高まるよう支援していきます。

(3) 難病患者などへの支援の充実

取り組み内容
難病患者とその家族の療養上の不安や介護の負担を軽減するなど、適切な在宅支援を行うため、筑紫保健福祉環境事務所および保健、医療、福祉が連携した地域ケア体制の充実に努めるとともに、障がい福祉サービスの利用を促進します。

3. 雇用と就労の充実

施策の方向性

仲間と共に働き、活動することで、生きがいを実感できる「共生社会」の実現をめざします。そのために太宰府市では、

- ① 障がいのある人の就労についての啓発や企業等への働きかけを進めます。
- ② 障がいのある人の就労についての相談支援体制を構築します。
- ③ 一般就労を希望する障がいのある人ができる限り就労でき、さらに就労が継続できるように支援します。
- ④ 一般就労が困難である障がいのある人に対しては、福祉的就労※の場での活動が充実したものになるように支援します。

具体的な施策

(1) 就労支援の推進

取り組み内容
国や県の雇用促進事業との連携をより密にしながら、法定雇用率の順守、不当な差別的取り扱いや合理的配慮の不提供の禁止などをはじめ、障がいのある人の雇用促進と障がいのある人が働きやすい職場環境づくりをすすめるため、住民や事業者、関係団体などに対する啓発活動の充実を図ります。
一般企業や事業所への就労や就労移行支援など、障がいのある人の雇用や就労に関する多面的で実効性のある支援をすすめていくため、関係機関と連携を図りながら、就労支援体制を強化するとともに、就労の意向があるにもかかわらず就労できない障がいのある人のため、障害者差別解消法に基づく合理的配慮に関する啓発などを含め、企業への働きかけをすすめます。

(2) 雇用・就労に関する総合的な相談機能の充実

取り組み内容
障がいのある人の就職や職業能力の習得と向上、就職後の安定就労などを図るため、情報提供や相談支援の体制づくりをすすめます。
相談機能の充実を図ることで、就職を希望する特別支援学校※卒業生や就労移行支援事業所の通所者などの就業を促進します。

（３）雇用・就労機会の拡充

取り組み内容
市内において障がいのある人の雇用を推進している企業や団体を支援できるよう、取り組みの検討をすすめます。
計画的な市職員採用選考試験の実施や多様な任用形態の活用により、民間企業に率先して障がいのある人たちの雇用の推進を図ります。

（４）福祉的就労の場の充実

取り組み内容
身近な地域において、自立した生活に必要な経済的基盤の確保や働くことによる生きがいの創出を目的とした福祉的就労の場などの充実を図ります。
就労継続支援Ｂ型事業所や地域活動支援センターの障害者就労施設などへの優先的かつ積極的な物品や業務の発注をより一層すすめるとともに、障害者就労施設がかかわる物品の販売などを支援します。

4. 安全安心対策の推進

施策の方向性

災害時などにも強い不安を感じることなく、安全に安心して生活することができる「共生社会」の実現をめざします。そのために太宰府市では、

- ① 安心できる地域生活のために、災害時に備えた避難行動などの支援体制づくりをすすめます。
- ② 障がいのある人が災害時に必要な情報を得られる体制を整備します。
- ③ 障がいのある人が、財産権侵害となる悪質商法などによる消費者トラブルに巻き込まれることがないよう、被害防止のための取り組みをすすめます。

具体的な施策

（１）災害時に備えた避難行動支援体制の充実

取り組み内容
災害時の避難行動にかかわる情報伝達について、電話やファックスや電子メールを活用し、障がいの特性に応じた方法を工夫するとともに、その利用を促すための周知を図ります。
災害対策基本法※に基づき、障がいのある人などの要配慮者のうち、災害が発生し、または、災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な人たちを円滑かつ迅速に避難させるため、特に支援を要する人たち（避難行動要支援者）の把握に努めます。
災害時を想定し、定期的な避難訓練を実施するとともに、地域の自主防災組織や避難行動要支援者を支援する人たち、障がい福祉サービス事業所などと、市の福祉・消防・防災部門が連携を強化しながら、支援が必要な障がいのある人への緊急通報から避難誘導に至るまでの地域をあげた支援体制の確立に努めます。
災害時の避難所生活において特別な配慮を必要とする障がいのある人の受け入れ先として、福祉避難所の確保に努めます。
感染症流行下での避難所開設・運営について、関係機関と連携した体制整備を進めます。
見守りや声かけなど、地域における福祉活動による避難行動要支援者と日常的なかかわりを深める取り組みを支援します。

(2) 災害時の多様な情報伝達の実施

取り組み内容
災害時における情報伝達については、電話やファックス、インターネットや電子メール、防災無線、広報車など、さまざまな障がい特性に応じた方法・手段の多様化に努めます。また、災害時情報配信サービス（V-net）※について、太宰府コミュニティ無線の難聴地域等や要配慮者、避難行動要支援者への登録推進に努めるとともに、音声による 119 番通報が困難な聴覚・言語機能障がいのある人が円滑に消防への通報を行えるように、Net119 緊急通報システム※の登録を推進します。
避難所において意思疎通が難しい人への補助ツールとなるコミュニケーション支援ボードの設置と活用に努めます。

(3) 消費者被害対策の充実

取り組み内容
障がいのある人が振り込め詐欺などの街頭犯罪や、いわゆる悪質商法などの消費者被害にあわないよう、警察などと連携しながら防犯対策の強化をすすめるとともに、出前講座などを開催しながら地域における防犯活動の充実を図ります。

第3節 社会参加の機会を充実していきます

1. 療育と教育の充実

施策の方向性

適切な療育と教育の場や機会を充実させ、また、学校教育施設のバリアフリー化をすすめることで、障がいのある子どもの社会参加が促進される「共生社会」の実現をめざします。そのために太宰府市では、

- ① 障がいのある子どもの成長に合わせた生活の基盤づくりや就学前から就学期における相談支援体制の充実を図ります。
- ② 療育の場や機会の充実を図ります。
- ③ 障がいのある児童・生徒が、合理的な配慮による必要な支援のもと、それぞれの特性に応じた十分な教育を受けることができるように努めます。
- ④ 障がいのある子どもの社会参加を促進できるよう、進路指導を充実させます。
- ⑤ 学校教育施設のバリアフリー化をすすめます。

具体的な施策

(1) 乳幼児期から学校卒業後までの相談支援体制の充実

取り組み内容
乳幼児健康診査などの母子保健事業や、保育所や幼稚園などでの保育・教育活動、子育て支援事業等において、発達上の問題や支援の必要性に早く気づき、早期に適切な生活支援につなぎます。
障がいによる症状、子どもの感じている困難の軽減、保護者が不安や悩みを打ち明けられる環境づくりのため、子どもや保護者などの個々の状況に応じた相談支援や発達支援をていねいに進めながら、適切な療育につなげます。
乳幼児期から就学期における一貫したかかわりを充実するために、保健、福祉、教育、子育て等関係各課との連携強化を図り、相談支援体制の強化に努め、学校を卒業した後の生活支援につないでいきます。
発達障がい※など多様化する障がいに関し、専門的な相談支援ができる体制づくりを関係機関と連携を強化しながらすすめます。

（２）療育の場と発達支援の充実

取り組み内容
より身近な地域において適切な療育を受けることができるよう、近隣市町や関係機関、福祉サービス事業所などに協力を求めながら、療育の場や発達支援の機会の確保に努めます。
療育の場や発達支援の機会が、就学前のみならず、学齢期に入ってからでも一定期間適切な療育を受けることができるよう、近隣市町や関係機関、福祉サービス事業所などに協力を求めながら、療育の場や発達支援の機会の確保に努めます。

（３）幼児期や学齢期でのとともに育つ場と学校教育の充実

取り組み内容
共に育つ場や機会を確保するため、保育所や幼稚園における障がいのある子どもの受け入れの促進を支援します。
小中学校において、特別支援学級の児童生徒が通常学級と一緒に学習したり、学校行事や部活動などの場で交流するなど、共に学ぶ環境づくりをすすめます。
教職員・指導者の障がい種別の特性についての理解を促進します。また、障害者差別解消法に基づく合理的配慮の考え方を踏まえ、指導方法、指導内容、教材などを工夫しながら、一人ひとりの教育課題に的確に対応し、その可能性を最大限に発揮できるよう特別支援教育※の充実を図ります。
発達障がいなど多様化する障がいを抱える子どもに対し、人権に配慮した専門的な対応ができるよう、小中学校における教職員研修の充実を図ります。
学習活動や行事などの学校生活の充実を図るため、幅広い分野の関係機関との交流や連携を深めるとともに、保護者や住民などとの交流の機会を設けていきます。
障がいのある子どもをはじめとした特別な配慮を必要とする子どもが、放課後児童クラブ等を利用する場合、学校、保護者、コーディネーター、実施主体等で協議・連携し、参加しやすい事業内容や環境の整備の検討を行います。

(4) 学校における進路指導の充実

取り組み内容
障がいのある子どもの有する可能性を活かし、自立と社会参加がすすめられるよう、成長段階に応じた適切な進路指導の充実に努めるとともに、多様な進路の確保について、関係機関に働きかけます。

(5) 学校教育施設のバリアフリー化の推進

取り組み内容
障がいのある子どもが学校での学習や生活面で支障をきたさないよう、多目的トイレやスロープの設置などのバリアフリー化や、介助者などの人的配置の充実を図るとともに、災害時の避難場所として利用を考慮し、学校教育施設のバリアフリー化をすすめます。

2. 地域での交流やスポーツ文化芸術活動への参加の機会の充実

施策の方向性

地域での交流の機会やスポーツ・文化活動への参加の機会を充実させ、障がいのある人の社会参加が促進される「共生社会」の実現をめざします。そのために太宰府市では、

- ① 地域において、障がいのある人たちとの交流の機会を広め、理解を深めていく取り組みを支援します。
- ② 障がいのある人が、円滑にスポーツやレクリエーション、文化活動などを行うことができるような環境整備をすすめます。
- ③ 障がいのある人やその家族の団体の活動を支援します。
- ④ 障がいのある人の社会参加を支援するボランティアの育成や活動を支援します。

具体的な施策

(1) 地域での交流の機会の充実

取り組み内容
障がいの有無にかかわらず、誰もが参加しやすい地域での活動や行事など、障害者差別解消法に基づく合理的配慮の考え方を踏まえながら工夫し、交流できる場や機会を広げ、障がいのある人に対する理解を深める取り組みを支援します。
隣近所の人たちや地域の人たち同士のかかわりを深め、お互いに支え合い、助け合うことの大切さを啓発します。

(2) スポーツ・文化芸術活動への参加の機会の充実

取り組み内容
障がいのある人が、市が実施する行事やイベント、各種教室等さまざまなスポーツ活動に参加できるよう、条件整備や支援、人材の育成などに取り組み、活動の機会や参加の機会の拡大を図ります。
障がいのある人が、市が実施する行事やイベント、各種教室等さまざまな文化・芸術活動に参加できるよう、条件整備や支援、人材の育成などに取り組み、活動の機会や参加の機会の拡大を図ります。

(3) 障がいのある人やその家族の団体の支援

取り組み内容
障がいのある人や団体が取り組む活動の情報発信を支援し、団体への新規加入者の勧誘を応援するとともに、住民や事業者などに対し、活動への理解や行事への参加を促進します。
障がいのある人や団体の主体性を尊重しつつ、障がいのある人が文化芸術を鑑賞し、表現活動への参加等を行うことで、文化の担い手となれる環境の整備に努めます。

(4) ボランティアの育成と活動の支援

取り組み内容
障がいのある人の社会参加を促すため、コミュニケーションや移動などの支援にかかわるボランティアの育成やボランティア活動を行っている団体について、関係機関と協力しながら支援します。

3. 生活環境の整備

施策の方向性

バリアフリー化をすすめるなど、生活や活動の場が、障がいのある人にとって配慮された環境に整えられることで、社会参加が促進される「共生社会」の実現をめざします。そのために太宰府市では、

- ① 公共施設などのユニバーサルデザイン化、バリアフリー化をすすめるとともに、身体障がい者用の駐車スペースなどのマナーについて、より一層啓発を図ります。

具体的な施策

(1) 福祉環境整備の推進

取り組み内容
障がいのある人にとって安全で利用しやすいものとなるよう、関係機関との連携や協力を求めながら、公共施設などの建築物のバリアフリー化やユニバーサルデザイン化をすすめるとともに、道路交通環境や公共交通機関の利便性の向上に努めます。
点字誘導ブロック上に物を置かないことや身体障がい者用駐車スペースの適切な利用について、広報啓発活動を強化していくとともに、公共施設では、適切な駐車スペースの確保をすすめます。
障がいのある人の地域での活動や行事への参加を促すために、地区公民館の段差解消などのバリアフリー化を支援します。
障がいのある人の住宅の環境整備に関する相談に応じ、支援します。

4. 情報化の促進とコミュニケーションの支援

施策の方向性

情報を手に入れたり、伝えたりすることを、より簡単で便利にしていくことで、障がいのある人の社会参加が促進される「共生社会」の実現をめざします。そのために太宰府市では、

- ① 情報アクセシビリティ[※]の向上に努めます。
- ② コミュニケーションの支援の充実を図ります。

具体的な施策

(1) 情報アクセシビリティの向上

取り組み内容
市の広報紙やインターネット、窓口などで配布する冊子やパンフレットなどについては、読み手のことに配慮し工夫していくことで、障がいの有無にかかわらず、市政に関する情報を取得することができるよう、情報アクセシビリティの向上に努めます。

(2) コミュニケーションの支援の充実

取り組み内容
手話通訳者 [※] や要約筆記者 [※] などの養成・派遣事業の充実を図ります。
市役所ならびに市が所管する行政窓口では、コミュニケーションの方法に配慮した取り組みをすすめます。
広く市民の参加を求める講演会などでは、情報保障の観点から求められる配慮に努めます。
市の広報紙やインターネット、窓口などで配布する冊子やパンフレット、講演会や学習会の開催などを通じ、情報の取得や意思疎通が困難な障がいや障がいのある人に対する理解を深める機会の提供に努めます。

第5章 第6期障がい福祉計画

第1節 令和5年度の成果目標

1. 施設入所者の地域生活への移行

第5期計画の検証

施設入所者の地域生活への移行については、地域生活移行者数は未達成となっています。施設入所者減少数については、目標を上回る減少数となっています。

項目	令和2年度末 目標値	令和元年度末 実績値
地域生活移行者数	2人	0人
施設入所者減少数	2人減少 (入所者61人)	7人減少 (入所者56人)

国の基本指針

① 地域生活に移行する人数

令和5年度末時点で、令和元年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。

② 施設入所者の減少数

令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。

本市の成果目標

項目	数値	考え方
① 地域生活に移行する人数	4人	令和元年度末時点での施設入所者は56人であり、国の指針に基づいて算出した4人を第6期計画における目標値として設定する。
	7.1%	
② 施設入所者の減少数	1人	令和元年度末時点での施設入所者は56人であり、国の指針に基づいて算出した1人を第6期計画における目標値として設定する。
	1.9%	

2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

第5期計画の検証

第5期計画では、計画最終年である令和2年度までに保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを目標としていましたが、計画期間内での設置には至っていません。

国の基本指針

① 精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数

精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とすることを基本とする。

② 精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）

令和5年度末の精神病床における1年以上の長期入院患者数（65歳以上・未満）の設定。

③ 精神病床における早期退院率（入院後3か月時点、入院後6か月時点、入院後1年時点）

精神病床における早期退院率に関して、入院後3か月時点の退院率については69%以上、入院後6か月時点の退院率については86%以上及び入院後1年時点の退院率については92%以上とすることを基本とする

本市の成果目標

国の基本指針で定められた3項目は、現行計画においても、都道府県単位で目標値の設定を行った項目であり、本市独自の目標値の設定は行いません。しかし、本市においても精神病床等から退院した人が、スムーズに地域での生活を始められるように、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム[※]の構築を進めることが求められます。

本市では、精神病床からの退院者を含む、精神障がいのある人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、第5期計画に引き続き、保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置を実現することを目指し、検討を進めます。

3. 地域生活支援拠点等有する機能の充実

第5期計画の検証

国の基本指針に基づき、地域生活支援拠点等について、令和2年度末までに各市町村または圏域1箇所整備することを目標としていましたが、計画期間内での設置には至っていません。

国の基本指針

令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討することを基本とする。

本市の成果目標

項目	数値	考え方
地域生活支援拠点等の整備 および運用状況の検証	1 箇所	圏域で必要な機能とその整備方針について協議し、計画期間内の整備を目指す。

障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、緊急時にすぐに相談でき、必要に応じて緊急的な対応が図られる体制として、地域生活支援拠点などの積極的な整備を推進していくことが求められます。

今後も、筑紫地区地域自立支援協議会等の協議の場を活用し、整備に向けて取り組みます。

4. 福祉施設から一般就労への移行等

第5期計画の検証

福祉施設から一般就労への移行について、第5期計画の目標値については、いずれの項目も未達成となっています。

項目	令和2年度末 目標値	令和元年度末 実績値
令和2年度一般就労への移行者数	8人	1人
令和2年度就労移行支援利用者数	30人	26人
令和2年度就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所数	1箇所	0箇所
就労定着支援事業利用者の1年後の定着率	毎年80%以上	令和元年度から 事業実施

国の基本指針

① 一般就労への移行者数

令和5年度までに、令和元年度実績の1.27倍以上の一般就労への移行実績を達成することを基本とする。そのうち、

- ・就労移行支援については、一般就労への移行における重要な役割を踏まえ、引き続き現状の利用者数を確保するとともに、移行率の上昇を見込み、令和5年度までに、令和元年度実績の1.30倍以上の移行実績を達成することを基本とする。
- ・就労継続支援A型及び就労継続支援B型については、一般就労が困難である者に対し、就労や生産活動の機会の提供、就労に向けた訓練等を実施するものであることから、その事業目的に照らし、それぞれ、令和5年度までに、令和元年度実績の概ね1.26倍以上、1.23倍以上を目指すこととする。

② 就労定着支援事業の利用者数

就労定着支援事業の利用者数については、令和5年度における一般就労への移行者数のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。

③ 就労定着率8割以上の事業所数

就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。

本市の成果目標

項目	数値	考え方	
① 一般就労への移行者数	4 人	令和元年度の一般就労への移行者数の実績は 1 人であるが、①-1～①-3 の目標の合計値である 4 人を令和 5 年度における目標値として設定する。	
	4 倍		
	①-1 就労移行支援における移行者数	2 人	令和元年度の就労移行支援における一般就労への移行者数の実績は 1 人であり、国の指針に基づいて算出した 2 人を令和 5 年度における目標値として設定する。
		2 倍	
	①-2 就労継続支援 A 型事業における移行者数	1 人	令和元年度の就労継続支援 A 型事業における一般就労への移行者数の実績は 0 人であり、国の指針に基づいて算出した 1 人を令和 5 年度における目標値として設定する。
		1. 26 倍以上	
	①-3 就労継続支援 B 型事業における移行者数	1 人	令和元年度の就労継続支援 B 型事業における一般就労への移行者数の実績は 0 人であり、国の指針に基づいて算出した 1 人を令和 5 年度における目標値として設定する。
		1. 23 倍以上	
②就労定着支援事業の利用者数	3 人	令和 5 年度の一般就労への移行者数のうち、国の指針に基づいて算出した 3 人を令和 5 年度の利用者数として設定する。	
	7 割以上		
③就労定着率 8 割以上の事業所数	-	本市には、就労定着支援を実施する事業所がないため、目標値の設定は行わない。 市外事業所のサービスを利用している市民については、その状況を定期的に把握し、就労の定着を支援する。	

5. 相談支援体制の充実強化等【新規】

国の基本指針

相談支援体制の充実・強化等に向けた取り組みの実施体制の確保

令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

（基幹相談支援センター等がその機能を担うことを検討する）

総合的・専門的な相談支援	障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の見込みを設定する。
地域の相談支援体制の強化	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込みを設定する。 地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数の見込みを設定する。 地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数を見込みを設定する。

本市の成果目標

項目	考え方
相談支援体制の充実・強化等に向けた取り組みの実施体制の確保	令和3年度末までに基幹相談支援センターを市内に1箇所整備し、専門的職員を配置することで、総合的・専門的な相談支援を実施することを目標とする。
地域の相談支援体制の強化	新規に開設する基幹相談支援センターが地域の相談支援事業者に対する指導や助言、相談支援の人材育成等の活動を充分に実施できるよう、適切な人員を配置するなど、市全体の相談支援体制の充実を図る。

6. 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築【新規】

国の基本指針

サービスの質の向上を図るための取組に係る体制の構築

都道府県及び市町村の職員は、障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取組を行い、障がい福祉サービス等の利用状況を把握し、障がいのある人等が真に必要な障がい福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていくことが望ましい。また、自立支援審査支払等システム等を活用し、請求の過誤を無くするための取組や適正な運営を行っている事業所を確保することが必要となる。そこで、これらの取組を通じて利用者が真に必要な障がい福祉サービス等を提供していくため、令和5年度末までに、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

本市の成果目標

項目	考え方
障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用	活動指標において、県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込みを設定する。
障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	障がい者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制について、計画期間内の整備を目指し、その実施回数の見込みについては、活動指標にて定める。
指導監査結果の関係市町村との共有	県等が実施する指定障がい福祉サービス事業者及び指定障がい児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と今後も共有していく。

第2節 自立支援給付の量の見込みと確保方策

1. 訪問系サービス

サービス名	内容
居宅介護（ホームヘルプ）	居宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者等で常に介護を必要とする人に、居宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動の支援等 を総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等 の外出支援を行います。
行動援護	知的・精神障がいにより行動に著しい困難を有し常時介護を必要とする人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に 行います。

■見込み量と確保方策

サービス事業者に対して、事業展開に参考となる情報の提供等を行い、多様な事業者の参入を促進します。特に「重度障害者等包括支援」などのサービスについては、利用者のニーズを的確に把握し、サービス事業者の確保に努めます。

ホームヘルパーに対する講座・講習等の受講を勧め、質の高いサービスが提供されるよう働きかけます。

	単位	実績(見込)	計画値		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延利用時間	時間/月	2,327	2,427	2,527	2,652
利用実人数	人/月	93	97	101	106

2. 日中活動系サービス（介護給付）

サービス名	内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
短期入所 （ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

■見込み量と確保方策

サービス事業者に対して、事業展開に参考となる情報の提供等を行い、多様な事業者の参入を促進します。

緊急時の利用や医療援助等のニーズに対応したサービスが質・量両面で確保できるよう、医療機関やサービス事業者と協議・調整を行います。

サービス名	単位		実績(見込)	計画値		
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	延利用日数	人日/月	2,288	2,412	2,535	2,659
	利用実人数	人/月	111	117	123	129
療養介護	利用実人数	人/月	10	10	10	10
短期入所	延利用日数	人日/月	96	96	96	96
	利用実人数	人/月	16	16	16	16

3. 日中活動系サービス（訓練等給付）

サービス名	内容
自立訓練 （機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 （A型：雇用型・B型：非雇用型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者について、必要な連絡調整や指導・助言等を行います。

■見込み量と確保方策

「就労移行支援」については、事業を終了した後に一般企業等で働くことができるよう、ハローワーク等の関係機関と連携して、雇用先の確保や働き続けるための支援等に取り組みます。

「就労継続支援」については、工賃の確保にも留意していきます。

「就労定着支援」については、一般就労した障がい者の定着を進めるため、多様な事業者の参入を促進します。

サービス名	単位		実績(見込)	計画値		
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立訓練 (機能訓練)	延利用日数	人日/月	39	39	39	39
	利用実人数	人/月	3	3	3	3
自立訓練 (生活訓練)	延利用日数	人日/月	95	95	95	95
	利用実人数	人/月	5	5	5	5
就労移行支援	延利用日数	人日/月	514	533	552	571
	利用実人数	人/月	27	28	29	30
就労継続支援 (A 型)	延利用日数	人日/月	1,204	1,308	1,411	1,536
	利用実人数	人/月	58	63	68	74
就労継続支援 (B 型)	延利用日数	人日/月	2,561	2,971	3,451	4,002
	利用実人数	人/月	144	167	194	225
就労定着支援	利用実人数	人/月	4	5	6	7

4. 居住系サービス

サービス名	内容
自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で相談や日常生活上の援助等を行います。
施設入所支援	障がい者支援施設に入所する人に、夜間や休日の入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

■見込み量と確保方策

「自立生活援助」については、居宅に移った障がい者の地域生活を促進するため、多様な事業者の参入を促進します。

「共同生活援助（グループホーム）」については、障がい者の地域での生活の場として整備を進めるため、サービス事業者の事業展開に参考となる情報の提供等を積極的に行い、多様な事業者の参入を促進するとともに、空き家等の活用を検討していきます。

「施設入所支援」については、障害支援区分認定に基づき、入所が必要な人を的確に把握しながら、県等と連携して必要定員を確保していきます。

サービス名	単位		実績(見込)	計画値		
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	利用実人数	人/月	1	2	3	4
共同生活援助 (グループホーム)	利用実人数	人/月	64	74	85	98
施設入所支援	利用実人数	人/月	54	52	50	48

5. 相談支援

サービス名	内容
計画相談支援	障がい福祉サービスの利用者に対し、サービス利用計画の策定、サービス等の利用状況のモニタリング、事業者等との連絡調整等を行います。
地域移行支援	障がい者支援施設や精神科病院に入所・入院している障がい者に対して、住居の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談等に対応します。
地域定着支援	居宅において単身で生活している障がい者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時の相談等に対応します。

■見込み量と確保方策

「計画相談支援」については、指定特定相談支援事業者となるサービス事業者の参入を積極的に行い、サービス利用支援や継続サービス利用支援を計画的に実施します。

「地域移行支援」・「地域定着支援」については、施設や病院等の長期入院していた障がい者のうち退所・退院を希望する障がい者に対する支援であり、実施にあたっては県等と連携して必要定員を確保していきます。

サービス名	単位		実績(見込)	計画値		
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	利用実人数	人/月	445	492	544	601
地域移行支援	利用実人数	人/月	1	2	3	4
地域定着支援	利用実人数	人/月	1	2	3	4

第3節 地域生活支援事業の量の見込みと確保方策

1. 必須事業

(1) 相談支援事業

サービス名	内容
障害者相談支援事業	障がい者や家族等の福祉に関する様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供や助言、障がい福祉サービス等の利用支援等を行うとともに、障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行う事業であり、筑紫地区5市で筑紫地区地域活動支援センター「つくしぴあ」に共同委託して実施します。
地域自立支援協議会	相談支援事業を中心に障がい者の地域生活を支えるネットワークの中核機関として、筑紫地区で共同して「地域自立支援協議会」を設置しています。
基幹相談支援センター	総合的な相談や成年後見制度利用支援事業等を実施し、身近な地域の相談支援事業者では対応できない個別事例への対応や、地域の相談支援の中核的な役割を担います。
基幹相談支援センター機能強化事業	基幹相談支援センター等への専門職員の配置や、相談支援事業者への専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施します。

■見込み量と確保方策

障がいのある人及びその家族が住み慣れた地域で安心して自立した生活を営めるよう、自立支援協議会等との連携及び活用を図り、専門的な相談対応と地域の実情に根ざした情報提供に取り組みます。また相談支援の中核機関である基幹相談支援センターの設置を行い、地域の人材育成や相談支援体制の整備に努めます。

サービス名	単位		実績(見込)	計画値		
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者相談支援事業	箇所数	箇所	1	1	1	1
地域自立支援協議会	箇所数	箇所	1	1	1	1
基幹相談支援センター	箇所数	箇所	0	1	1	1
基幹相談支援センター 機能強化事業	実施の有無	-	無	有	有	有

(2) 成年後見制度利用支援事業

障がい福祉サービスの利用の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる障がい者等に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、障がい者の権利擁護を図る事業です。

■見込み量と確保方策

継続して事業を行い、障がいのある人の必要な援助として権利擁護の取り組みを進めていきます。

単位		実績(見込)	計画値		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用実人数	人	0	3	3	3

(3) コミュニケーション支援事業

聴覚・言語機能・音声機能、視覚その他の障がいのため意思の疎通を図ることに支障がある障がい者等に、意思の疎通を仲介する手話通訳者や要約筆記者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図る事業です。

■見込み量と確保方策

現状の体制を確保しつつサービスの提供に努めます。

単位		実績(見込)	計画値		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延利用者数	人	527	537	548	559

(4) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等に対し、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出の際に移動を支援する事業です。

■見込み量と確保方策

安定したサービスの確保とサービスの質の向上を図ります。

単位		実績(見込)	計画値		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延利用時間	時間	6,037	6,037	6,037	6,037
利用実人数	人	53	53	53	53

実施箇所数	箇所	43	43	43	43
-------	----	----	----	----	----

（５）日常生活用具給付等事業

介護訓練支援用具や自立支援用具等の日常生活用具を給付・貸与し、日常生活の便宜や福祉の増進を図る事業です。

サービス名	内容
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、訓練用いす、訓練用ベッド等
自立生活支援用具	入浴補助用具、特殊便器、聴覚障がい者用屋内信号装置等
在宅療養等支援用具	透析液加温器、電気式たん吸引器、盲人用体温計等
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭、聴覚障がい者用情報受信装置等
排泄管理支援用具	ストマ装具、紙おむつ等、収尿器
居宅生活動作補助用具 （住宅改修費）	障がい者の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。

■見込み量と確保方策

障がい者が安定した日常生活を送るため、利用希望者一人ひとりの状況にあわせた適切な用具の給付に努めます。また、広報や相談支援事業などを通じて、必要な方への周知と利用促進に努めます。

サービス名	単位		実績(見込)	計画値			
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
介護・訓練支援用具	給付件数	件	5	5	5	5	
自立生活支援用具	給付件数	件	12	14	17	20	
在宅療養等支援用具	給付件数	件	14	18	23	29	
情報・意思疎通 支援用具	給付件数	件	21	29	40	55	
排泄管理支援用具	給付件数	件	1,356	1,356	1,356	1,356	
居宅生活動作補助 用具（住宅改修費）	給付件数	件	5	7	9	12	

（６）地域活動支援センター機能強化事業

障がい者に対する身近な地域での創作的活動・生産活動の機会提供や社会との交流促進等を行う「地域活動支援センター」の機能を充実・強化し、障がい者の地域生活支援の促進を図る事業であり、筑紫地区で1箇所共同委託して事業を実施しています。

また、市内の非営利活動法人が、地域活動支援センターⅢ型事業として小規模作業所を開設し、運営を行っています。

■見込み量と確保方策

地域活動支援センターに通うことができる障がいのある人の把握に努め、活動内容の充実を図ります。

	単位		実績(見込)	計画値		
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
基礎的事業	実施箇所数	箇所	2	2	2	2
機能強化事業	実施箇所数	箇所	2	2	2	2

(7) 手話奉仕員養成研修事業

手話で日常会話を行うために必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成し、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等の自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とする事業です。

■見込み量と確保方策

現状の体制を確保し、手話による支援に従事できる人材の確保に努めます。

単位		実績(見込)	計画値		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施箇所数	箇所	1	1	1	1
修了者数	人	28	31	35	39

2. その他の事業（任意事業）

(1) 身体障害者用自動車改造費助成事業

障がい者に対し、自動車の改造に要する費用の一部を助成することで、就労その他の社会参加を促進する事業です。

■見込み量と確保方策

現状の体制を確保し、障がい者の社会参加を支援します。

単位		実績(見込)	計画値		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施箇所数	箇所	4	4	4	4
利用実人数	人	4	4	4	4

(2) 自動車運転免許取得費助成事業

障がい者に対し、自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成することで、就労その他の社会参加を促進する事業です。

■見込み量と確保方策

現状の体制を確保し、障がい者の社会参加を支援します。

単位		実績(見込)	計画値		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施箇所数	箇所	2	2	2	2
利用実人数	人	2	2	2	2

(3) 日中一時支援事業

日中に一時的に見守り等の支援が必要な障がい者に対して、日中活動の場を提供することにより、障がい者の家族の就労支援や介護家族の一時的な休息を確保する事業です。

■見込み量と確保方策

現状の体制を確保し、地域で安心して生活ができるよう、適切なサービスの実施に努めます。

単位		実績(見込)	計画値		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施箇所数	箇所	8	8	8	8
利用実人数	人	22	22	22	22

(4) 訪問入浴サービス事業

家庭において入浴が困難な障がい者に対し、居宅に移動入浴車により訪問し、入浴サービスを行うことにより、身体の清潔の保持及び心身機能の維持等を図るとともに、その障がい者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図る事業です。

■見込み量と確保方策

現状の体制を確保し、適切なサービスの実施に努めます。

単位		実績(見込)	計画値		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度

実施箇所数	箇所	4	4	4	4
利用実人数	人	4	4	4	4

（５）障害者更生訓練費支給事業

就労移行支援事業の利用者に対し、通所にかかる交通費の負担を軽減し、一般就労の促進等を図る事業です。

■見込み量と確保方策

一般就労への移行を促進するため、適切なサービスの実施に努めます。

単位		実績(見込)	計画値		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用実人数	人	27	28	29	30

（６）福祉ホーム事業【新規】

家庭環境や住宅事情等の理由により、家庭において生活することが困難な障がいのある人に対して、低額な料金で、居室等を提供して、日常生活に必要な支援を行います。

■見込み量と確保方策

事業の周知・啓発活動を行い、支援を必要とする人を利用へつなげ、効果的な事業実施に努めます。

単位		実績(見込)	計画値		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用実人数	人	0	1	1	1

第4節 その他の活動指標

1. 発達障がいの人・子どもに対する支援

(1) ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラムの受講者数【新規】

■国の考え方

現状のペアレントトレーニング※やペアレントプログラム※等の支援プログラム等の実施状況及び市における発達障がい者の数を勘案し、受講者数の見込みを設定する。

■見込み量と確保方策

子ども発達相談室では、発達障がい児及び家族への支援として、個別やグループでの発達支援を実施していますが、ペアレントトレーニング等については実施していません。障がいのある子ども一人ひとりの個性に応じた育ちを親子が共に、実践的に学べる機会を充実させるため、今後、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラムの実施に向けて検討を進めます。

(2) ペアレントメンターの人数【新規】

■国の考え方

現状のペアレントメンター※養成研修等の実施状況及び市における発達障がい者等の数を勘案し、ペアレントメンターの人数の見込みを設定する。

■見込み量と確保方策

本市では、子ども発達相談室において子どもの発達や療育※についての相談支援を実施していますが、ペアレントメンターの養成は実施していません。発達障がい児の子育て経験のある親であって、その育児経験を活かし、子どもが発達障がいの診断を受けて間もない親からの相談を受けるペアレントメンターの養成に向けて、関係機関と連携して検討していきます。

（３）ピアサポートの活動への参加人数【新規】

■国の考え方

現状のピアサポート※の活動状況及び市における発達障がい者等の数を勘案し、数の見込みを設定する。

■見込み量と確保方策

発達障がいの子をもつ保護者や家族、本人同士等が集まりお互いの相談や情報交換を行うピアサポート活動については、本市では実施していませんが、筑紫地区管内の「福岡県発達障がい者（児）支援センター（福岡地域）Life」等で開催されています。相談支援の中で、発達障がいのある人やその家族に、発達障がい者（児）支援センターの活動を紹介し、参加を促すなど、ピアサポート活動へ参加しやすい環境づくりを進めます。また、より身近な地域で活動できるよう、本市においても、ピアサポート活動の実施に向けた検討を進めます。

２．精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目	内容
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の一年間の開催回数の見込みを設定します。
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごと（医療にあっては、精神科及び精神科以外の医療機関別）の参加者数の見込みを設定します。
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場における目標設定及び評価の実施回数の見込みを設定します。
精神障がい者の地域移行支援	現に利用している精神障がい者の数、精神障害障がい者等のニーズ、入院中の精神障がい者のうち、それぞれのサービスの利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。
精神障がい者の地域定着支援	
精神障がい者の共同生活援助	
精神障がい者の自立生活援助	

■見込み量と確保方策

協議の場の開催回数や参加者数、目標設定については、協議の場の設置と併せて検討を進めます。精神障がい者のサービスの利用については、サービス全体の見込み量を踏まえ、目標設定を行い、障がいの種別によらず、サービスを利用できる環境づくりを推進します。

	単位		実績(見込)	計画値			
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
精神障がい者の 地域移行支援	利用実人数	人	0	1	2	3	
精神障がい者の 地域定着支援	利用実人数	人	0	1	2	3	
精神障がい者の 共同生活援助	利用実人数	人	37	44	52	61	
精神障がい者の 自立生活援助	利用実人数	人	0	1	2	3	

3. 相談支援体制の充実・強化のための取組

項目	内容
指導・助言件数	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込みを設定します。
人材育成の支援件数	地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数の見込みを設定します。
連携強化の取組の実施回数	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数の見込みを設定します。

■見込み量と確保方策

本市では、相談支援体制の充実のため令和3年度末までに、基幹相談支援センターの設置を目指しています。新たに設置した基幹相談支援センターにおいて、適切な指導・助言、人材育成、地域の相談機関との連携強化を図ることができるよう、人員配置を行います。

4. 障がい福祉サービスの質の向上を図るための取組

項目	内容
福岡県の実施する研修への職員参加人数	県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込みを設定します。
障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	障がい者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数を見込みを設定します。
指導監査結果の関係市町村との共有	県が実施する指定障がい福祉サービス事業者及び指定障がい児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する体制の有無及びその共有回数を見込みを設定します。

■見込み量と確保方策

現状の体制を確保し、定期的な情報共有を行うことで各種サービスの質の向上に努めます。

計画値		実績	計画値			
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
福岡県の実施する研修への職員参加人数 (年間)		4人	4人	4人	4人	
障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有(年間)	体制の有無	有	有	有	有	
	回数	1回	1回	1回	1回	
指導監査結果の関係市町村との共有	体制の有無	有	有	有	有	
	回数	1回	1回	1回	1回	

第 6 章 第 2 期障がい児福祉計画

第 1 節 令和 5 年度の成果目標

第 5 期計画の検証

第 5 期計画では、以下の整備について目標値を設定しており、「医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置」を除く項目では、目標を達成しています。

項目	令和 2 年度末 目標値	令和元年度末 実績値
児童発達支援センター※の設置数	1 箇所	1 箇所
保育所等訪問支援の実施	有	有
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の数	1 箇所	1 箇所
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の数	1 箇所	1 箇所
医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場	設置	未設置

国の基本指針

①児童発達支援センターの設置

令和 5 年度末までに児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも 1 か所以上設置することを基本とする。

②保育所等訪問支援を利用できる体制構築

令和 5 年度末までに児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施する等により全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

③重症心身障がい児への支援

令和 5 年度末までに主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも 1 か所以上確保することを基本とする。

④医療的ケア児支援

令和 5 年度末までに医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

本市の成果目標

国の基本指針に示された目標値を達成している項目については、今後もニーズの動向を注視しながら、体制を維持継続します。

また、医療的ケア児への支援については、現状では、ネットワーク会議や筑紫地区地域自立支援協議会において協議しており、協議の場の設置については、引き続き検討します。

項目	目標値	考え方
児童発達支援センターの設置	維持継続	既に設置済みであるため、維持継続する。
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	維持継続	既に設置済みであるため、維持継続する。
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	維持継続	既に設置済みであるため、維持継続する。
医療的ケア児支援について連携を図るための協議の場の設置	設置	設置に向けて検討を進める。
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	配置	配置に向けて検討を進める。

第2節 障がい児通所支援等の量の見込みと確保方策

1. 障がい児通所支援

(1) 児童発達支援

未就学の障がい児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。

■見込み量と確保方策

障がいの早期発見・療育により、利用が増加することが見込まれることから、サービスの提供体制の確保に努めます。

	単位	実績(見込)	計画値		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延利用日数	人日/月	995	1,043	1,092	1,152
利用実人数	人/月	82	86	90	95

(2) 放課後等デイサービス

就学中の障がい児に対して、授業の終了以後や休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流の促進のための支援を行います。

■見込み量と確保方策

ニーズの高いサービスであり、サービスの提供体制を拡大できるよう、サービス事業者の確保に努めます。

	単位	実績(見込)	計画値		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延利用日数	人日/月	2,204	2,366	2,528	2,704
利用実人数	人/月	163	175	187	200

(3) 保育所等訪問支援

保育所等に通う障がい児に対して、保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。

■見込み量と確保方策

現状の体制を確保し、障がいの有無にかかわらず、子どもたちが共に生活できる環境づくりを進めます。

	単位	実績(見込)	計画値		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延利用日数	人日/月	4	4	4	4
利用実人数	人/月	4	4	4	4

(4) 居宅訪問型児童発達支援

重症心身障がい児などの重度の障がい児等であって、児童発達支援等の障がい児通所支援を受けるための外出が著しく困難な障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

■見込み量と確保方策

現状ではサービスの利用はありませんが、ニーズがあった場合に適切にサービス提供できるよう体制の確保に努めます。

	単位	実績(見込)	計画値		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度

延利用日数	人日/月	0	10	20	30
利用実人数	人/月	0	1	2	3

（５）医療型児童発達支援

肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障がい児に児童発達支援及び治療を行います。

■見込み量と確保方策

現状ではサービスの利用はありませんが、ニーズがあった場合に適切にサービス提供できるよう体制の確保に努めます。

	単位	実績(見込)	計画値			
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
延利用日数	人日/月	0	10	20	30	
利用実人数	人/月	0	1	2	3	

２．相談支援等

（１）障がい児相談支援

障がい児通所支援等の利用者数を勘案し、原則として３年間で計画的に全ての利用者を対象として、障がい児支援利用計画の利用者数及び量を見込みます。

■見込み量と確保方策

サービス利用支援や継続サービス利用支援を計画的に実施します。

	単位	実績(見込)	計画値			
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
利用実人数	人/月	272	281	291	301	

（２）医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの設置

医療的ケアを必要とする児童に関して、他分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、支援のための地域づくりを推進します。

■見込み量と確保方策

医療的ケア児が必要とする各分野の支援の利用を調整できるコーディネーターを確保するため、主に相談支援専門員を対象に各種研修等への参加を促します。

	単位	実績(見込)	計画値			
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
コーディネーター設置数	人	1	1	1	1	

第7章 計画の推進のために

第1節 庁内ならびに関係機関との連携強化

障がいのある人や障がいのある子どもに関する施策は、保健・医療・福祉・教育・就労・生活環境など、広範囲にわたっていることから、福祉課をはじめとした幅広い分野における関係各課との連携を取りながら、総合的かつ効果的な計画の実施を図ります。さらに、一人ひとりの障がいの特性やライフステージに応じた総合的かつ継続的な支援をすすめます。

第2節 国や県、近隣市町との連携強化

計画の推進にあたっては、国や県からの情報を収集しながら、制度の改正などの変化を踏まえて施策を展開していきます。さらに、計画を適切に推進し、目標を達成するために、国や県の補助制度などを活用するなど、必要な財源の確保に努めるとともに、適切な利用者負担制度など、障がいのある人に対する施策の一層の充実に向けて国や県への要望を行います。

また、市内の事業所等で実施していないサービスや入所施設、専門的な知識を要するケースなど、広域的な対応が望ましいものについては、近隣市町との連携や情報交換を行い、適切な対応に努めます。

第3節 さまざまな組織・団体との協働体制強化

障がいのある人やその家族の団体、地域活動や地域福祉活動を担う組織、障がい福祉サービス事業所、社会福祉協議会、保健・医療関係機関、教育関係機関、就労支援機関など、さまざまな組織・団体との協働体制の強化に取り組み、障がいのある人にとって暮らしやすいまちづくりの一層の推進を図ります。

第4節 広報・啓発活動の推進

本計画に基づく施策を推進するためには、障がいのある人が受ける制限が社会のあり方との関係によって生ずるという、いわゆる「社会モデル^{*}」の概念や、一人ひとりの障がい特性や障がいのある人に対する配慮などへの住民、ひいては社会全体の理解が大変重要です。

行政はもとより、障がいのある人やその家族の団体、社会福祉協議会、障がい福祉サービス事業所などが連携し、さまざまな機会をとらえて啓発活動を行い、地域共生社会の実現にをめざします。

第5節 計画の進行管理

本計画に基づく障がい者施策を効果的かつ継続的に推進していくため、障がいのある人の当事者団体や福祉関係団体、地域組織や団体、医療機関、教育機関、行政機関、障がい福祉サービス事業所などの代表者、ならびに学識経験者、公募市民などにより構成する「太宰府市障害者施策推進協議会」の意見を伺いながら、PDCA（計画—実施—評価—改善）サイクルを推進することにより、本計画の進捗評価を行います。また、必要に応じて、取り組みの見直しを行い、本計画の推進を図ります。

なお、本計画に基づく障がい者施策の進捗状況については、関係課の職員で構成する「太宰府市障がい福祉推進会議」において、取り組み成果に関する取りまとめを行い、「太宰府市障害者施策推進協議会」に報告するものとします。

